



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市防災コミュニティセンター条例を廃止する条例	消防局総務課	1
条例	神戸市営住宅条例の一部を改正する条例	建築住宅局住宅管理課	2
条例	神戸市有馬温泉の館条例の一部を改正する条例	経済観光局観光企画課	4
条例	神戸市立須磨海浜水族園条例を廃止する条例	経済観光局観光企画課	6
条例	神戸市空家空地対策の推進に関する条例及び神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例	建築住宅局安全対策課	7
条例	神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例を廃止する条例	福祉局介護保険課	10
条例	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例	行財政局給与課	11
条例	神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例	建設局道路管理課	14
条例	神戸市都市公園条例の一部を改正する条例	建設局公園部管理課	16
条例	神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例	福祉局国保年金医療課	20
条例	都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づく計画提案に係る規模を定める条例	都市局都市計画課	24
条例	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	行財政局人事課	25
条例	神戸市手数料条例の一部を改正する条例	健康局食品衛生課	26
条例	神戸市学校給食費の管理に関する条例	教育委員会事務局学校支援部健康教育課	35
条例	公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例及び神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する等の条例	企画調整局企画調整課	38
条例	神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例	こども家庭局こども青少年課	41
条例	神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課	44
条例	神戸市立斎場条例の一部を改正する条例	健康局斎園管理課	45
条例	神戸市立六甲山牧場条例の一部を改正する条例	経済観光局農水産課	47
条例	神戸市立保護施設条例の一部を改正する条例	福祉局保護課	50
条例	神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例	企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課	53

令和5年4月18日 神戸市公報第3805号

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	子ども家庭局子ども未来課	66
条例	神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例	福祉局国保年金医療課	71
条例	神戸市職員定数条例の一部を改正する条例	行財政局組織制度課	73
条例	神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例	行財政局組織制度課	75
条例	神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	行財政局給与課	82
条例	神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課	141
条例	神戸市会委員会条例の一部を改正する条例	行財政局財務課	168
条例	神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例	行財政局住民課	170
条例	神戸市市税条例の一部を改正する条例	行財政局税制企画課	172
告示	道路の占用を制限する区域の指定	建設局道路管理課	196
告示	都市再生整備特別措置法による特例道路占用区域の指定(神戸ハーバーランド地区(第2期))	建設局道路管理課	198
告示	港湾施設の供用廃止(ポートアイランド南緑地)	港湾局経営課	202
告示	指定納付受託者の指定	企画調整局参画推進課	203
告示	神戸市職員退職手当金条例施行細則の一部を改正する細則	教育委員会事務局総務部教職員課	204
告示	平成10年4月神戸市告示第1号(口頭により開示請求をすることができる個人情報等を定めた告示)の廃止について	行財政局人事課	210
告示	会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正	会計室会計課	211
告示	神戸市立須磨ヨットハーバーにおける利用料金の額に関する承認	港湾局経営課	212
告示	神戸市立須磨ヨットハーバーにおける利用料金の減額及び免除に関する承認	港湾局経営課	214
告示	神戸市立須磨ヨットハーバーにおける利用料金の返還に関する承認	港湾局経営課	216
告示	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	行財政局税務部税制企画課	217
告示	令和5年度神戸市包括外部監査契約の締結	監査事務局第1課	218
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	220
告示	神戸市療育センター内の診療所における窓口徴収金の徴収事務の委託	子ども家庭局家庭支援課	222
告示	神戸港港湾関連用地における滞納賃貸借料等に係る収納業務の委託	港湾局経営課	223
告示	指定納付受託者の指定(アマノマネジメントサービス株式会社)	建設局公園部管理課	224
告示	神戸市立水産会館における使用料の徴収事務の委託	経済観光局農水産課	225
告示	利用料金の承認(神戸市立六甲山牧場)	経済観光局農水産課	226

令和5年4月18日 神戸市公報第3805号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	道路法による自転車歩行者専用道路の指定解除(市道 菖蒲が丘6号線)	建設局道路管理課	228
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 菖蒲が丘6号線)	建設局道路管理課	229
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	230
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	232
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	233
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	235
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	236
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	237
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	238
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	239
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	240
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	242
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	243
公告	公共施設(公園)の整備に関する工事の完了	都市局地域整備推進課	244
公告	事業計画の変更(第4回)の認可(神戸市山の街駅東土地区画整理事業)	都市局地域整備推進課	245
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	246
公告	北須磨団地まちづくり協定の更新	都市局まち再生推進課	247
公告	建築基準法第42条1項4号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	248
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(スーパービバホーム神戸玉津インター店)	経済観光局経済政策課	249
公告	開発行為に関する工事の完了(長田区五位ノ池町2丁目)	都市局都市計画課	250
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	251
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	252
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定取消処分	水道局配水課	253
水道局	指定納付受託者の指定	水道局配水課	254
水道局	水道局における公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定の改正	水道局経営企画課	255
選挙管理委員会	選挙期日	選挙管理委員会事務局	256
選挙管理委員会	選挙長及び同職務代理者の選任	選挙管理委員会事務局	257

令和5年4月18日 神戸市公報第3805号

種類	件名	所管部署	ページ
選挙管理委員会	選挙長の職務を行う場所	選挙管理委員会事務局	259
選挙管理委員会	選挙会の場所及び日時	選挙管理委員会事務局	260
選挙管理委員会	開票事務と選挙会事務を併せて行わない旨	選挙管理委員会事務局	261
選挙管理委員会	選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	選挙管理委員会事務局	262
選挙管理委員会	選挙運動に関する支出金額の制限額	選挙管理委員会事務局	263
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	264
その他	口頭により開示請求をすることができる個人情報の決定の廃止	人事委員会事務局調査課	265
その他	神戸市立学校園教員採用選考試験案内	教育委員会事務局総務部教職員課	266

神戸市防災コミュニティセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第20号

神戸市防災コミュニティセンター条例を廃止する条例

神戸市防災コミュニティセンター条例（平成2年3月条例第57号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第21号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p>ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営本山 第三住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営本山 第三住宅	[略]	[略]	[略]	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p>ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営本山 第三住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営本山 第五住宅</td> <td>神戸市東灘区本 山南町9丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営本山 第三住宅	[略]	神戸市営本山 第五住宅	神戸市東灘区本 山南町9丁目	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営本山 第三住宅	[略]																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営本山 第三住宅	[略]																		
神戸市営本山 第五住宅	神戸市東灘区本 山南町9丁目																		
[略]	[略]																		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市有馬温泉の館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第22号

神戸市有馬温泉の館条例の一部を改正する条例

神戸市有馬温泉の館条例（平成13年4月条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区分		利用料金（1人につき）		区分		利用料金（1人につき）	
		1回分の券	11回分の券			1回分の券	11回分の券
大人	金の湯	800円	8,000円	大人	金の湯	650円	6,500円
	銀の湯	700円	7,000円		銀の湯	550円	5,500円
小人	金の湯	350円	3,500円	中人	金の湯	340円	3,400円
	銀の湯	300円	3,000円		銀の湯	290円	2,900円
未就	[略]	[略]	[略]	小人	[略]	[略]	[略]
学児	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
備考 この表において「大人」とは				備考 この表において「大人」とは			

15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者を、「小人」とは6歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者（大人を除く。）を、「未就学児」とは大人及び小人以外の者をいう。

12歳以上の者を、「中人」とは6歳以上12歳未満の者を、「小人」とは大人及び中人以外の者をいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市立須磨海浜水族園条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第23号

神戸市立須磨海浜水族園条例を廃止する条例

神戸市立須磨海浜水族園条例（昭和62年4月条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の使用に係る利用料金の収受及び使用料の徴収については、なお従前の例による。

神戸市空家空地対策の推進に関する条例及び神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第24号

神戸市空家空地対策の推進に関する条例及び神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市空家空地対策の推進に関する条例(平成28年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(応急的危険回避措置)</p> <p>第16条 市長は、特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等について、市民の生命、身体又は財産へ危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等に対して、その危害の防止のため</p>	<p>(応急的危険回避措置)</p> <p>第16条 市長は、特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等について<u>所有者等</u>を確認することができない場合において、市民の生命、身体又は財産へ危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該特定空家等、特定類似空家等又</p>

に必要最小限の措置をとることができる。

は特定空地等に対して、その危害の防止のために必要最小限の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとった後所有者等を確知することができたときは、当該措置に要した費用は、その所有者等の負担とすることができる。

2 市長は、前項の措置を講じるときは、当該特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等の所在地及び当該措置の内容を所有者等に、あらかじめ通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等の負担とすることができる。

（神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(応急的危険回避措置)

第61条 市長は、危険な状態にある建築物について、市民の生命、身体又は財産へ危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該建築物に対して、その危害の防止のために必要最小限の措置をとることができる。

2 市長は、前項の措置を講じるときは、当該建築物の所在地及び当該措置の内容を、所有者等にあらかじめ通知（所有者等又はその連絡先を確認することができない場合にあつては、公告）をしなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等の負担とすることができる。

(応急的危険回避措置)

第61条 市長は、危険な状態にある建築物について所有者等を確認することができない場合において、市民の生命、身体又は財産へ危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該建築物に対して、その危害の防止のために必要最小限の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとった後所有者等を確認することができたときは、当該措置に要した費用は、その所有者等の負担とすることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第25号

神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例を廃止する条例

神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例（昭和48年4月条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例第6条の規定により申し込んだ者に係る資金の貸付けについては、神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第26号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例(平成14年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>令和5年4月分から令和6年3月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に</p>	<p><u>令和4年4月分から令和5年3月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に</p>

<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和5年度</u>の6月1日</p>	<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和4年度</u>の6月1日</p>

<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の217.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の217.5</u>（市長にあつては<u>100分の217.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の217.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>	<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の222.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の222.5</u>（市長にあつては<u>100分の222.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の222.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第27号

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

神戸市道路占用料条例（昭和44年3月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（占用料の徴収方法）</p> <p>第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日</p>	<p style="text-align: center;">（占用料の徴収方法）</p> <p>第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日</p>

（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を6月30日までに徴収するものとする。

（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を6月30日までに徴収するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第28号

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																																																																																																																												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 附属設備を除く有料公園施設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">都市公園名</th> <th style="width:50%;">有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>大倉山公園</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>ポートアイランド南公園</td> <td>駐車場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>海浜公園</td> <td>球技場 テニスコート 集会室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">都市公園名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="7">独占利用</th> <th rowspan="2">個人利用</th> <th rowspan="2">団体利用</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>終日</th> <th>時間利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>王子公園</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td></td> <td>ポートアイランド南公園</td> <td>自動車等</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>1台1時間 160円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)、(8) [略]</p> <p>別表第3（第16条の2関係）</p> <p>(1) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合</p>	都市公園名	有料公園施設	[略]	[略]	大倉山公園	[略]	ポートアイランド南公園	駐車場	[略]	[略]	海浜公園	球技場 テニスコート 集会室	[略]	[略]	種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用	[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	駐車場	王子公園	[略]	[略]							[略]			ポートアイランド南公園	自動車等								1台1時間 160円			[略]	[略]	[略]							[略]		[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 附属設備を除く有料公園施設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">都市公園名</th> <th style="width:50%;">有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>大倉山公園</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>海浜公園</td> <td>球技場 テニスコート</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">都市公園名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="7">独占利用</th> <th rowspan="2">個人利用</th> <th rowspan="2">団体利用</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>終日</th> <th>時間利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>王子公園</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)、(8) [略]</p> <p>別表第3（第16条の2関係）</p> <p>(1) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合</p>	都市公園名	有料公園施設	[略]	[略]	大倉山公園	[略]	[略]	[略]	海浜公園	球技場 テニスコート	[略]	[略]	種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用	[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	駐車場	王子公園	[略]	[略]							[略]			[略]	[略]	[略]							[略]		[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
都市公園名	有料公園施設																																																																																																																																																																												
[略]	[略]																																																																																																																																																																												
大倉山公園	[略]																																																																																																																																																																												
ポートアイランド南公園	駐車場																																																																																																																																																																												
[略]	[略]																																																																																																																																																																												
海浜公園	球技場 テニスコート 集会室																																																																																																																																																																												
[略]	[略]																																																																																																																																																																												
種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用																																																																																																																																																																		
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用																																																																																																																																																																				
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]																																																																																																																																																																		
駐車場	王子公園	[略]	[略]							[略]																																																																																																																																																																			
	ポートアイランド南公園	自動車等								1台1時間 160円																																																																																																																																																																			
	[略]	[略]	[略]							[略]																																																																																																																																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]																																																																																																																																																																		
都市公園名	有料公園施設																																																																																																																																																																												
[略]	[略]																																																																																																																																																																												
大倉山公園	[略]																																																																																																																																																																												
[略]	[略]																																																																																																																																																																												
海浜公園	球技場 テニスコート																																																																																																																																																																												
[略]	[略]																																																																																																																																																																												
種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用																																																																																																																																																																		
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用																																																																																																																																																																				
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]																																																																																																																																																																		
駐車場	王子公園	[略]	[略]							[略]																																																																																																																																																																			
	[略]	[略]	[略]							[略]																																																																																																																																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]																																																																																																																																																																		

種類	都市 公園 名	区分	利用料金								個人 利用	団体利 用
			独占利用							時間 利用		
			午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	終日	時間 利用			
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	
集会 室	しあ わせ の森	[略]	[略]							[略]	[略]	
	海浜 公園								1時 間 1,000 円			
[略]	[略]	[略]	[略]									

備考 [略]

(2) [略]

種類	都市 公園 名	区分	利用料金								個人 利用	団体利 用
			独占利用							時間 利用		
			午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	終日	時間 利用			
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	
集会 室	しあ わせ の森	[略]	[略]							[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]									

備考 [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 令和5年9月1日

ア 別表第1第1号の表の改正規定（同表海浜公園の項中「集会室」を加える部分に限る。）

イ 別表第3第1号の表の改正規定

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市都市公園条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第29号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第9条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、<u>48万8,000円</u>に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第9条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、<u>40万8,000円</u>に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して支給する。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

1～6 [略]

(令和5年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和5年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

8 [略]

(令和5年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和5年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)

(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号

附 則

1～6 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和4年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

8 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和4年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)

(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号

<p>に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>(令和5年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)</p> <p>11 <u>令和5年度</u>の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>12 [略]</p>	<p>に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>(令和4年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)</p> <p>11 <u>令和4年度</u>の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に<u>100分の25</u>を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>12 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例第9条第1項の規定は、令和5年4月1日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、な

お従前の例による。

都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づく計画提案に係る規模を定める
条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第30号

都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づく計画提案に係る規模を定
める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第15条ただし書
の規定に基づき、計画提案に係る規模を定めるものとする。

(計画提案に係る規模)

第2条 前条の規模は、0.1ヘクタールとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第31号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第2条、第8条の2関係） (1)～(22) [略] <u>(23) 神戸市公立大学法人</u> (24)～(50) [略]	別表第1（第2条、第8条の2関係） (1)～(22) [略] <u>(23) 公立大学法人神戸市外国語大</u> <u>学</u> (24)～(50) [略]
別表第2（第10条関係） (1)～(10) [略] <u>(11)～(16)</u> [略]	別表第2（第10条関係） (1)～(10) [略] <u>(11) 神戸交通振興株式会社</u> <u>(12)～(17)</u> [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第32号

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(37の3) [略]</p> <p><u>(38) 削除</u></p> <p>(39)～(158) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(37の3) [略]</p> <p><u>(38) 魚介類行商条例（昭和39年兵庫県条例第61号）第3条の規定に基づく魚介類の行商の登録の申請に対する審査 1件につき 500円</u></p> <p>(39)～(158) [略]</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は

太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第9（第5条関係）			別表第9（第5条関係）		
種別	区分	手数料（1件につき）	種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
21 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請に対する審査		[略]	21 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請に対する審査		[略]
22 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積への不算入に係る認定の申請に対する審査		2万7,000円			
23～28 [略]		[略]	22～27 [略]		[略]
29 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		[略]	28 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		[略]
30、31 [略]		[略]	29、30 [略]		[略]
32 法第58条第2項の規定に基づく同条第1項の都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区における当該最高限度に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		16万円			
33～47 [略]		[略]	31～45 [略]		[略]
48 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下48の項において「敷地等」という。）の数が2である場合	[略]	46 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下46の項において「敷地等」という。）の数が2である場合	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
49 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設	建築等をする建築物の数が1である場合	[略]	47 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設	建築物（既存建築物を除く。以下47の項において同じ。）の数が1である場合	[略]

計による建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築等をする建築物の数が2以上である場合	7万8,000円に1を超える <u>建築等をする建築物</u> の数が2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
50 [略]	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下50の項において「敷地等」という。）の数が2である場合	[略]
	[略]	[略]
51 [略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の <u>新築又は増築等</u> に係る認定の申請に対する審査	建築物（同一敷地内建築物を除く。以下52の項において同じ。）の数が1である場合	[略]
	[略]	[略]
53 [略]	[略]	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>新築又は増築等</u> の許可の申請に対する審査	[略]	[略]
55～61 [略]		[略]

備考

計による建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築物の数が2以上である場合	7万8,000円に1を超える建築物の数が2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
48 [略]	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下48の項において「敷地等」という。）の数が2である場合	[略]
	[略]	[略]
49 [略]	[略]	[略]
50 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の <u>建築</u> に係る認定の申請に対する審査	建築物（同一敷地内建築物を除く。以下50の項において同じ。）の数が1である場合	[略]
	[略]	[略]
51 [略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>建築</u> の許可の申請に対する審査	[略]	[略]
53～59 [略]		[略]

備考

1～6 [略]

7 49の項において、建築等とは、法第86条第1項に規定する建築等をいう。

8 52及び54の項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第12（第5条の4関係）

種別	区分		手数料（1件につき）			
			適合書 あり	適合書なし		
				ア	イ	
1 法第53	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	住宅の場合 の住宅以外の住宅	[略]	[略]	[略]	[略]	
		共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	[略]	3万9,000円	7万6,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	6万8,000円	12万8,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	[略]	12万8,000円	22万5,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	18万3,000円	31万2,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	33万円	60万6,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]	53万5,000円	104万7,000円
			床面積の合計が5万平	[略]	94万	192万

1～6 [略]

別表第12（第5条の4関係）

種別	区分		手数料（1件につき）		
			適合書 あり	適合書なし	
				ア	イ
1 法第53	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	住宅の場合 の住宅以外の住宅	[略]	[略]	[略]	[略]
		共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	[略]	7万6,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	12万8,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	[略]	22万5,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	31万2,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	60万6,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]	104万7,000円
			床面積の合計が5万平	[略]	192万5,000円

		方メートル以上		2,000円	5,000円
[略]		[略]		[略]	

		方メートル以上			
[略]		[略]		[略]	

備考

備考

1～3 [略]

1～3 [略]

4 申請に係る建築物が非住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、申請に係る建築物が住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

4 申請に係る建築物が非住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

5 [略]

5 [略]

6 1の項の床面積の算定にあたっては、新築等に係る部分の床面積の合計により算定する。

6 1の項の床面積の算定にあたっては、新築等に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合は、当該住宅の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。）を除く。

7 [略]

7 [略]

別表第13（第5条の5関係）

別表第13（第5条の5関係）

(1) [略]

(1) [略]

(2) 法第34条から第36条まで及び規則第29条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

(2) 法第34条から第36条まで及び規則第29条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

種別	区分			手数料（1件につき）		
				適合書あり	適合書なし	
					ア	イ
1 省エネ性能向上計画の認定の申請に対する	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	申請に係る建築物が住宅部	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満	[略]	2万円	3万7,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上	[略]	2万円	4万円

種別	区分			手数料（1件につき）		
				適合書あり	適合書なし	
					ア	イ
1 省エネ性能向上計画の認定の申請に対する	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	申請に係る建築物が住宅部	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満	[略]	3万7,000円	
			床面積の合計が200平方メートル以上	[略]	4万2,000円	

審査	分のみ からな る建築 物の場 合	方メートル以上		2,000 円	2,000 円	
		共同住 宅、長 屋その 他の一 戸建て の住宅 以外の 住宅の 場合	床面積の合計が300平 方メートル未満	[略]	3万 7,000 円	7万 4,000 円
			床面積の合計が300平 方メートル以上2,000 平方メートル未満	[略]	6万 6,000 円	12万 6,000 円
			床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満	[略]	12万 6,000 円	22万 2,000 円
			床面積の合計が5,000 平方メートル以上1 万平方メートル未満	[略]	18万 1,000 円	31万円
			床面積の合計が1万 平方メートル以上2 万5,000平方メートル 未満	[略]	32万 8,000 円	60万 4,000 円
			床面積の合計が2万 5,000平方メートル以 上5万平方メートル 未満	[略]	53万 3,000 円	104万 5,000 円
			床面積の合計が5万 平方メートル以上	[略]	94万円	192万 3,000 円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		

備考

審査	分のみ からな る建築 物の場 合	方メートル以上			
		共同住 宅、長 屋その 他の一 戸建て の住宅 以外の 住宅の 場合	床面積の合計が300平 方メートル未満	[略]	7万4,000円
			床面積の合計が300平 方メートル以上2,000 平方メートル未満	[略]	12万6,000円
			床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満	[略]	22万2,000円
			床面積の合計が5,000 平方メートル以上1 万平方メートル未満	[略]	31万円
			床面積の合計が1万 平方メートル以上2 万5,000平方メートル 未満	[略]	60万4,000円
			床面積の合計が2万 5,000平方メートル以 上5万平方メートル 未満	[略]	104万5,000円
			床面積の合計が5万 平方メートル以上	[略]	192万3,000円
[略]	[略]	[略]	[略]		

備考

1～4 [略]

5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

6～10 [略]

(3) [略]

1～4 [略]

5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

6～10 [略]

(3) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第38号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

神戸市学校給食費の管理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第33号

神戸市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神戸市の設置する学校において、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の同法第2条に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (2) 学校給食費負担者 学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の者で、幼児、児童又は生徒を現に監護するもの、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例において学校給食費の取扱いを定める学校は、神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）別表2に掲げる小学校（分校を除く。）、同条例別表3に掲げる中学校（分校を除く。）、同条例別表4に掲げる義務教育学校及び同条例別表6に掲げる特別支援学校とする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、法第11条第1項及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費の範囲内で規則で定める額とする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別な事情があると認める場合は、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第7条 この条例の規定は、幼児、児童又は生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものについて準用する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与からの控除)</p> <p>第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 職員が喫食する学校給食に係る費用</u></p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p>

(学校給食費の徴収の特例)

- 4 第4条から第7条までの規定は、当分の間、1月ごとに事前に申込みのあった生徒に対して学校給食を実施する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）に係る学校給食費には適用しない。

公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例及び神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第34号

公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例及び神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する等の条例
(公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例(平成18年3月条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市公立大学法人評価委員会 条例</u> (趣旨)	<u>公立大学法人神戸市外国語大学 評価委員会条例</u> (趣旨)
第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条	第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条

<p>第4項の規定に基づき、市長の附属機関として設置する<u>神戸市公立大学法人評価委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（臨時委員）</p> <p>第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し<u>識見を有する者</u>のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第4項の規定に基づき、市長の附属機関として設置する<u>公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（臨時委員）</p> <p>第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し<u>学識経験のある者</u>のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

（市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部改正）

第2条 神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（平成31年3月条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、次に掲</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、次に掲</p>

げる法人（以下「法人」という。）の重要な財産に関し必要な事項を定める。

(1) 神戸市公立大学法人

(2)、(3) [略]

げる法人（以下「法人」という。）の重要な財産に関し必要な事項を定める。

(1) 公立大学法人神戸市外国語大学

(2)、(3) [略]

（公立大学法人神戸市外国語大学への職員の引継ぎに関する条例の廃止）

第3条 公立大学法人神戸市外国語大学への職員の引継ぎに関する条例（平成19年3月条例第67号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第35号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
施設の種類	施設の名称	施設の位置	施設の種類	施設の名称	施設の位置
保育所	[略]	[略]	保育所	[略]	[略]
	神戸市立からと保育所	[略]		神戸市立からと保育所	[略]
	[略]	[略]		神戸市立桜の宮保育所	神戸市北区甲栄台2丁目4番1号
児童厚生施設	[略]	[略]	児童厚生施設	[略]	[略]
	神戸市立兵庫児童館	[略]		神戸市立鈴蘭台西町保育所	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目6番20号
	[略]	[略]		神戸市立愛垂児童館	[略]
児童厚生施設	[略]	[略]	児童厚生施設	[略]	[略]
	神戸市立垂水児童館	神戸市垂水区日向1丁目5番1号		神戸市立桜の宮児童館	神戸市北区甲栄台2丁目4番1号
	[略]	[略]		神戸市立平磯児童館	神戸市須磨区若草町3丁目14番地の9
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 令和5年4月1日

ア 保育所の項の改正規定のうち神戸市立桜の宮保育所に係る部分

イ 児童厚生施設の項の改正規定のうち神戸市立桜の宮児童館に係る部分
及び神戸市立平磯児童館に係る部分

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市立児童福祉施設等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立垂水児童館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、新条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第36号

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第53条関係）		別表（第53条関係）	
種別	使用料	種別	使用料
[略]	[略]	[略]	[略]
冷蔵庫使用料	[略]	冷蔵庫使用料	[略]
超低温冷蔵庫使用料	1平方メートル1月につき 7,316円		
[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]	備考	[略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市立斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第37号

神戸市立斎場条例の一部を改正する条例

神戸市立斎場条例（昭和49年4月条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
(1) 甲南斎場、有馬斎場、鶴越斎場（待合室を除く。）及び西神斎場（待合室を除く。）の使用料				(1) 甲南斎場、有馬斎場、鶴越斎場（待合室を除く。）及び西神斎場（待合室を除く。）の使用料			
区分	種別	金額		区分	種別	金額	
死体の火葬	大人	[略]	[略]	死体の火葬	大人	[略]	[略]
	(10歳以上の者をいう。)	その他 の者	1体につき <u>42,000円</u>		(10歳以上の者をいう。)	その他 の者	1体につき <u>36,000円</u>
	小人 (10歳	[略]	[略]		小人 (10歳	[略]	[略]

	未満の者（死産児を除く。）をいう。）	その他の者	1体につき <u>21,000円</u>		未満の者（死産児を除く。）をいう。）	その他の者	1体につき <u>18,000円</u>
	死産児	[略]	[略]		死産児	[略]	[略]
		その他の者	1体につき <u>8,400円</u>			その他の者	1体につき <u>7,200円</u>
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
備考 [略]				備考 [略]			
(2) [略]				(2) [略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

神戸市立六甲山牧場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第38号

神戸市立六甲山牧場条例の一部を改正する条例

神戸市立六甲山牧場条例（昭和50年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 牧場内の市長が定める区域に入場しようとする者(大人及び小人に限る。) 入場料</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 前項第1号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ</p>	<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 牧場内の市長が定める区域に入場しようとする者(小学校就学前の者を除く。) 入場料</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 前項第1号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ</p>

当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(1) 大人 1人1回につき600円

(2) 小人 1人1回につき200円

4～6 [略]

7 この条において「大人」とは、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者をいい、「小人」とは、6歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者(大人を除く。)をいう。

別表（第5条関係）

(1) 駐車料

車両の種類	金額
[略]	[略]
自動車（大型自動車及び自動二輪車を除く。）	1台1回につき <u>1,000円</u>
[略]	[略]

(2)、(3) [略]

当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(1) 大人 (次号に掲げる者以外の者をいう。) 1人1回につき500円

(2) 小人 (小学生及び中学生をいう。) 1人1回につき200円

4～6 [略]

別表（第5条関係）

(1) 駐車料

車両の種類	金額
[略]	[略]
自動車（大型自動車及び自動二輪車を除く。）	1台1回につき <u>500円</u>
[略]	[略]

(2)、(3) [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市立保護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第39号

神戸市立保護施設条例の一部を改正する条例

神戸市立保護施設条例（昭和34年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（退所）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 <u>被保護者で施設に入所している者について、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている施設にあっては、指定管理者）が退所を必要と認めるときは、保護の実施機関の決定を得て退所させることが</u></p>	<p style="text-align: center;">（退所）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 <u>市長が退所を必要と認めるときは、保護の実施機関の決定を得て退所させることができる。ただし、被保護者以外のものについては、この決定を要しない。</u></p>

できる。

3 被保護者以外で施設に入所している者について、市長が退所を必要と認めるときは、退所させることができる。

(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、次に掲げる施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第4条に規定する事業に係る業務

(2) 施設の入所及び退所に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

第9条 [略]

第8条 [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第40号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和2年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（オフィスビル事業計画の認定）	（オフィスビル事業計画の認定）
第3条 [略]	第3条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 第1項の認定の対象となるオフィスビルは、当該オフィスビル事業計画が第1条の目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。	4 第1項の認定の対象となるオフィスビルは、当該オフィスビル事業計画が第1条の目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（平成8年12月条例第36号。以下「旧エンタープライズゾーン条例」という。）の規定により認定を受けている計画に係るオフィスビル又はその敷地である土地でないもの

(8) [略]

5 [略]

（認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税）

第15条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、

(1)～(6) [略]

(7) 第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（平成8年12月条例第36号。以下「エンタープライズゾーン条例」という。）の規定により認定を受けている計画に係るオフィスビル又はその敷地である土地でないもの

(8) [略]

5 [略]

（認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税）

第15条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、

当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受け

当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けて

ている計画に係る償却資産でないもの

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業者が、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得したもの

(2)、(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋又は償却資産の敷地である土地でないもの

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 前条の規定にかかわらず、認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属

いる計画に係る償却資産でないもの

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業者が、令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間に取得したもの

(2)、(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋又は償却資産の敷地である土地でないもの

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 前条の規定にかかわらず、認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属

する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、旧エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日までの間において、当該認定事業者が認定を受けたことのある別の認定事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾ

する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日までの間において、当該認定事業者が認定を受けたことのある別の認定事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾ

ーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経

ン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経

濟事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(追加取得した国際経済事業に係る

濟事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(追加取得した国際経済事業に係る

施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 前条の規定にかかわらず、認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定国際経済事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の

施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 前条の規定にかかわらず、認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定国際経済事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の

敷地である土地が、旧エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日にまでの間において、当該認定国際経済事業者が認定を受けたことのある別の認定国際経済事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

附 則

1 [略]

敷地である土地が、エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日にまでの間において、当該認定国際経済事業者が認定を受けたことのある別の認定国際経済事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

附 則

1 [略]

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 次に掲げるものについては、この条例は、前項に規定する日（以下「失効日」という。）後も、なおその効力を有する。

(1) 次に掲げるものに対して課する
固定資産税及び都市計画税

ア 失効日までに取得され、かつ、認定オフィスビル事業計画に係る第9条に規定する家屋（同条に規定するオフィスビル認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に第3条第1項の規定による認定（アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。）を受けた場合にあつては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 次に掲げるものについては、この条例は、前項に規定する日（以下「失効日」という。）後も、なおその効力を有する。

(1) 次に掲げるものに対して課する
固定資産税及び都市計画税

ア 失効日までに取得され、かつ、認定オフィスビル事業計画に係る第9条に規定する家屋（同条に規定するオフィスビル認定事業者が令和2年4月1日から失効日までの間に第3条第1項の規定による認定（アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。）を受けた場合にあつては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項

の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。)で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産(第15条又は第16条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。))を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計

の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。)で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産(第15条又は第16条に規定する認定事業者が令和2年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。))を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計

画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である土地(第15条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があつたものに限る。)で当該認定事業者が所有するもの

オ [略]

画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である土地(第15条に規定する認定事業者が令和2年1月2日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があつたものに限る。)で当該認定事業者が所有するもの

オ [略]

(2) [略]	(2) [略]
4～9 [略]	4～9 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の規定は、施行日以後に第12条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に同項の認定を受けた者（第24条第2項、第25条第2項、第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定により、変更前の認定事業（第12条第1項に規定する認定事業をいう。以下同じ。）に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。）が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。この場合において、令和4年10月1日から施行日の前日までの間に第12条第1項の認定を受けた者が所有する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る第15条の規定の適用については、同条第4項第1号中「令和5年3月31日」とあるのは、「令和5年9月30日」とする。
- 3 新条例第21条の規定は、施行日以後に第20条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に同項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第41号

神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

神戸市こども医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童 <u>18歳</u>の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳児、幼児等及び小児を除く。）であつて、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神</p>	<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童 <u>15歳</u>の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳児、幼児等及び小児を除く。）であつて、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神</p>

戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(5) 乳幼児等 乳児、幼児等、小児及び児童をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合

戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(5) 高校生等 18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳児、幼児等、小児及び児童を除く。）であつて、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(6) 乳幼児等 乳児、幼児等、小児、児童及び高校生等をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合

における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額(対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

2～6 [略]

における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児、児童及び高校生等の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額(対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

2～6 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(資格の認定の特例)

- 2 市長は、この条例の施行の際現に神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する

条例（昭和54年3月条例第73号）又は神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）により医療費の助成を受けている者のうち、出生の日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者を監護している親権者若しくは後見人又はこれに準ずる者について、この条例による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第1項本文の規定にかかわらず、同項の認定をすることができる。

3 市長は、施行日前において神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例又は神戸市重度障害者医療費助成に関する条例により医療費の助成を受ける資格を喪失した者のうち、出生の日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者を監護している親権者若しくは後見人又はこれらに準ずる者について、新条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、同項の認定をすることができる。

4 附則第2項の規定により資格者として認定された者について、その監護する出生の日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第1項の規定により認定を受けた受給資格又は神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第4条第1項の規定により認定を受けた資格は、喪失する。

（準備行為）

5 次に掲げる行為その他の準備行為は、施行日前においてもすることができる。

(1) 附則第2項、第3項及び第4項の規定を施行するために必要となる新条例第3条及び第5条の規定に基づく資格の認定及び受給者証の交付に係る行為

(2) 附則第2項の規定を施行するために必要となる神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第2項本文の規定に基づく受給資格の喪失に係る行為

(3) 附則第2項の規定を施行するために必要となる神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第4条第4項の規定に基づく受給資格の喪失に係る行為

（経過措置）

6 附則第2項又は第3項の規定により新条例の規定による資格者として認定された者に係る新条例の規定に基づく医療費の助成は、施行日以後に行われた診

療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）について適用し、同日前に行われた診療等については、なお従前の例による。

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第42号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">（介護納付金賦課額の保険料率）</p>	<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">（介護納付金賦課額の保険料率）</p>

第15条の19 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を介護納付金賦課額算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の額）の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) [略]

2 [略]

第15条の19 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を介護納付金賦課額算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の額）の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) [略]

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第43号

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>7,990人</u> (うち福祉事務所職員 1,002人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,049人</u> (うち教育職員 <u>8,282人</u>)</p> <p>(6) 消防職員 <u>1,457人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,110人</u> (うち福祉事務所職員 1,002人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,203人</u> (うち教育職員 <u>8,383人</u>)</p> <p>(6) 消防職員 <u>1,459人</u></p>

(7)、(8) [略]	(7)、(8) [略]
(9) 交通局の職員 <u>1,013人</u>	(9) 交通局の職員 <u>1,008人</u>
(10) [略]	(10) [略]
(11) 合計 <u>20,217人</u>	(11) 合計 <u>20,488人</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第44号

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(事務分掌条例の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(局及び室の設置並びに分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長室、危機管理室 [略]</p> <p>企画調整局</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>地域協働局</u></p>	<p>(局及び室の設置並びに分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長室、危機管理室 [略]</p> <p>企画調整局</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 企業誘致に関する事項</u></p>

<p><u>(1) 地域活動の推進に関する事項</u></p> <p><u>(2) 区政及び市民生活に関する事項</u></p> <p>行財政局</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>文化スポーツ局～環境局 [略]</p> <p>経済観光局</p> <p>(1) <u>商業、工業、貿易、観光及び企業誘致</u>に関する事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>建設局～港湾局 [略]</p>	<p>行財政局</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 区政に関する事項</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>文化スポーツ局～環境局 [略]</p> <p>経済観光局</p> <p>(1) 商業、工業、貿易<u>及び観光</u>に関する事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>建設局～港湾局 [略]</p>
---	--

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第6 級別基準職務表（第3条関係）	別表第6 級別基準職務表（第3条関係）
(1) 行政職給料表級別基準職務表	(1) 行政職給料表級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長を補佐する職務
5 級	係長の職務
6 級	課長の職務
7 級	部長の職務
8 級	局長又は区長の職務

(2) 消防職給料表級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長を補佐する消防司令補の職務
5 級	係長の職務
6 級	課長の職務
7 級	部長の職務

(3)～(7) [略]

(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表

職務	基準となる職務
----	---------

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務
5 級	係長又は担当係長の職務
6 級	課長又は担当課長の職務
7 級	部長又は担当部長の職務
8 級	局長、区長又は担当局長の職務

(2) 消防職給料表級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する消防司令補の職務
5 級	係長又は担当係長の職務
6 級	課長又は担当課長の職務
7 級	部長又は担当部長の職務

(3)～(7) [略]

(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表

職務	基準となる職務
----	---------

の級	
[略]	[略]
2級	係長の職務
3級	課長の職務
4級	部長の職務

(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
4級	<p>1 薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、物療技術員、視能訓練士、歯科衛生士又は臨床工学技士の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長を補佐する職務</p> <p>2 保健師、助産師又は看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長を補佐する職務</p> <p>3 准看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要と</p>

の級	
[略]	[略]
2級	係長又は担当係長の職務
3級	課長又は担当課長の職務
4級	部長又は担当部長の職務

(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
4級	<p>1 薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、物療技術員、視能訓練士、歯科衛生士又は臨床工学技士の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務</p> <p>2 保健師、助産師又は看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務</p>

	し、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長を補佐する職務	3 准看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務
5 級	係長の職務	5 級 係長又は担当係長の職務
6 級	課長の職務	6 級 課長又は担当課長の職務

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第3条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
(1) 市長の附属機関(次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。)		(1) 市長の附属機関(次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。)	
附属機関	担任する事務	附属機関	担任する事務
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市企画調整		神戸市企画調整	

局指定管理者選 定評価委員会		局指定管理者選 定評価委員会	
神戸市地域協働 局指定管理者選 定評価委員会			
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
(2)～(4) [略]		(2)～(4) [略]	

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(ケースワーク業務手当)</p> <p>第6条 ケースワーク業務手当は、<u>福祉局くらし支援課更生センター</u>、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及</p>	<p>(ケースワーク業務手当)</p> <p>第6条 ケースワーク業務手当は、<u>福祉局保護課更生センター</u>、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及び区役</p>

び区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。)に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(清掃工場業務手当)

第22条 清掃工場業務手当は、環境局クリーンセンターに勤務する職員でごみの焼却、処分又は施設の保全等の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額700円とする。

(下水処理場汚泥処理業務手当)

第25条 下水処理場汚泥処理業務手当は、建設局下水道部計画課又は水環境センターに勤務する職員で下水処理により発生する汚泥の処理業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(下水道管路維持業務手当)

第26条 下水道管路維持業務手当は、建設局下水道部管路課又は水環境センターに勤務する職員で下水道の管路の維持業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

所支所保健福祉課を含む。以下同じ。)に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(清掃工場業務手当)

第22条 清掃工場業務手当は、環境局クリーンセンターに勤務する技術職員でごみの焼却、処分又は施設の保全等の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額700円とする。

(下水処理場汚泥処理業務手当)

第25条 下水処理場汚泥処理業務手当は、建設局下水道部計画課又は水環境センターに勤務する技術職員で下水処理により発生する汚泥の処理業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(下水道管路維持業務手当)

第26条 下水道管路維持業務手当は、建設局下水道部管路課又は水環境センターに勤務する技術職員で下水道の管路の維持業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第45号

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇給等の基準)	(昇給等の基準)
第4条 [略]	第4条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則で定めるところにより、 <u>当該職員</u> の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定するこ	5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則で定めるところにより、 <u>その者</u> の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定すること

とができる。

6 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日（以下「昇給日」という。）に、人事委員会規則で定める期間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 [略]

8 前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

9～12 [略]

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に

とができる。

6 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日（以下「昇給日」という。）に、人事委員会規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 [略]

8 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

9～12 [略]

<p>応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。</p> <p>14 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第8の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。</p>	<p>13 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。</p>
---	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後									
別表第1 行政職給料表（第3条関係）									
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600 (327,000) (381,000)	360,600	410,500	[略]
備考									
1 [略]									
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に <u>3,000円</u> をそれぞれ加算した額とする。									
3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。									
別表第2 消防職給料表（第3条関係）									

改正前									
別表第1 行政職給料表（第3条関係）									
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600 327,000 393,200	327,000	393,200	[略]
備考									
1 [略]									
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に <u>1,000円</u> をそれぞれ加算した額とする。									
別表第2 消防職給料表（第3条関係）									

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600 (327,000) (381,000)	360,600	410,500

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000	393,200

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員	[略]	[略]	[略]	[略]	303,600 (327,000) (381,000)	360,600

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員	[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																								
<p>別表第6 級別基準職務表（第3条関係）</p> <p>(1) 行政職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;"><u>係長、調査役又は専門役の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;"><u>係長、調査役又は専門役の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	<u>係長、調査役又は専門役の職務</u>	[略]	[略]	職務の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	<u>係長、調査役又は専門役の職務</u>	[略]	[略]	職務	基準となる職務			<p>別表第6 級別基準職務表（第3条関係）</p> <p>(1) 行政職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">係長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">係長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	係長の職務	[略]	[略]	職務の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	係長の職務	[略]	[略]	職務	基準となる職務		
職務の級	基準となる職務																																								
[略]	[略]																																								
5級	<u>係長、調査役又は専門役の職務</u>																																								
[略]	[略]																																								
職務の級	基準となる職務																																								
[略]	[略]																																								
5級	<u>係長、調査役又は専門役の職務</u>																																								
[略]	[略]																																								
職務	基準となる職務																																								
職務の級	基準となる職務																																								
[略]	[略]																																								
5級	係長の職務																																								
[略]	[略]																																								
職務の級	基準となる職務																																								
[略]	[略]																																								
5級	係長の職務																																								
[略]	[略]																																								
職務	基準となる職務																																								

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">の級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>係長、調査役又は専門役の職務</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>別表第7 育児休業代替任期付職員の職務の級（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">給料表の種類</th> <th>職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表</td> <td>1級及び2級</td> </tr> <tr> <td>消防職給料表</td> <td>1級及び2級</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表(2)</td> <td>1級及び2級</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表(3)</td> <td>1級及び2級</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表(5)</td> <td>1級及び2級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1)</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td>1級及び2級</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第8 [略]</p>	の級		[略]	[略]	5級	係長、調査役又は専門役の職務	[略]	[略]	給料表の種類	職務の級	行政職給料表	1級及び2級	消防職給料表	1級及び2級	教育職給料表(2)	1級及び2級	教育職給料表(3)	1級及び2級	教育職給料表(5)	1級及び2級	医療職給料表(1)	1級	医療職給料表(2)	1級及び2級	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">の級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>係長の職務</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>別表第7 [略]</p>	の級		[略]	[略]	5級	係長の職務	[略]	[略]
の級																																	
[略]	[略]																																
5級	係長、調査役又は専門役の職務																																
[略]	[略]																																
給料表の種類	職務の級																																
行政職給料表	1級及び2級																																
消防職給料表	1級及び2級																																
教育職給料表(2)	1級及び2級																																
教育職給料表(3)	1級及び2級																																
教育職給料表(5)	1級及び2級																																
医療職給料表(1)	1級																																
医療職給料表(2)	1級及び2級																																
の級																																	
[略]	[略]																																
5級	係長の職務																																
[略]	[略]																																

（職員退職手当金条例の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(職員)

第2条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるものを除くほか、職員以外の者のうち神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく執行機関の規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第9条第1項第2号による退職に係る部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限

(職員)

第2条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるものを除くほか、職員以外の者のうち神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく執行機関の規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第9条中行政整理による退職及び定年に達したことによる退職に係る部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1

りでない。

(退職日給料月額)

第5条 この条例で「退職日給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第8条から第9条の3まで及び第9条の5から第9条の7までの規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間において、1年に満たない端数が生じるときは、6箇月未満はこれを切り捨て、6箇月以上はこれを1年に切り上げる。

8 前項の規定は、第17条第2号の規定により退職手当の額を計算する場

号に掲げる職員については、この限りでない。

(給料月額)

第5条 この条例で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。ただし、第9条の2、附則第4条及び附則第8条においては、単に給料の月額をいう。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第8条、第9条及び第9条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間において、3箇月未満の在職期間又は端数はこれを切り捨て、3箇月以上9箇月未満は6箇月とし、9箇月以上はこれを1年に切り上げる。

合における勤続期間の計算については、適用しない。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者(以下この項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の

(普通退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 30年を超える期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た

規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者
100分の60
- (2) 勤続期間 11年以上15年以下の者
100分の80
- (3) 勤続期間 16年以上19年以下の者
100分の90

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第9条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、第3項から第5項までに規定するその者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

額とする。

- (1) 勤続期間 10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間 10年を超え15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間 15年を超え20年未満の者 100分の90

3 第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第9条 行政整理により退職した者、定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。）その他これらに準ずる事由により退職した者であつて規則で定めるもの、死亡した者であつてこれに準ずるものとして規則で定めるもの及び公務上の傷病若しくは通勤によ

る傷病によりその職に堪えずして退職し、又は公務上死亡し、若しくは通勤により死亡した者であつて規則で定めるものに対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(1) 10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 公務上の傷病又は死亡により退職した者のうち規則で定めるもの

(3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の205

(4) 通勤による傷病又は死亡により退職した者のうち規則で定めるもの

(4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の190

(5) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の185

(6) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者

(6) 30年を超え32年以下の期間については、1年につき100分の110

が市長の承認を得たもの

(7) 第10条の3第11項に規定する認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、傷病（公務上の傷病及び通勤による傷病を除く。）を事由とする休職期間の満了により退職し、死亡（公務上の死亡及び通勤による死亡を除く。）により退職し（規則で定めるものに限る。）、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第5項の規定に該当する場合を除くほか、第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(7) 32年を超える期間については、1年につき100分の100

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち勤続期間が10年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の100」とし、勤続期間が10年を超え20年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の165」とあるのは「100分の137.5」と、同項中「100分の205」とあるのは「100分の200」とする。

3 前2項の規定は、傷病（公務上の傷病及び通勤による傷病を除く。）を事由とする休職期間の満了により退職した者又は死亡した者（公務上死亡した者及び通勤により死亡した者を除く。）であつて規則で定めるものに対する退職手当の基本額の計算について準用する。

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

4 勤続期間が1年以上10年以下である者における前項の適用については、同項第1号中「1年につき100分の150」とあるのは「1年につき100分の100」とする。

5 勤続期間が11年以上24年以下である者における第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

4 第1項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が、給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、第1項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第9条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) [略]

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前2条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の

第9条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、職員の退職又は死亡の日における給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) [略]

(2) 職員の退職又は死亡の日における給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前2条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の

退職日給料月額に対する割合

イ [略]

2 [略]

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条の3 第9条第1項(第1号、第5号及び第6号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第9条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職の日において定め

職員の退職又は死亡の日における給料月額に対する割合

イ [略]

2 [略]

	額	られているその者に 係る定年と退職の日 におけるその者の年 齢との差に相当する 年数1年につき100 分の3（退職の日 において定められて いるその者に係る定 年と退職の日にお けるその者の年齢と の差に相当する年数 が1年である職員に あつては、100分の 2）を乗じて得た額 の合計額
第9条の2第1項第1号	及び 特定 減額 前給 料月 額	並びに特定減額前給 料月額及び特定減額 前給料月額に退職の 日において定められ ているその者に係る 定年と退職の日にお けるその者の年齢と の差に相当する年数 1年につき100分の 3（退職の日におい て定められているそ の者に係る定年と退 職の日におけるその

		者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第9条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第9条の2第1項	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職し

<p>第 2 号 イ</p>	<p>た理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前2条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
--------------------	--

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第9条の4 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条の5 第8条及び第9条の規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 その者の職員としての引き続いた
在職期間の初日の前日以前におい
て、この条例の規定による一般の退
職手当の支給を受けたことがある場
合（規則で定める場合に限る。）で
あつて、現に支給を受けた退職手当
の基本額の当該退職手当に係る退職
日給料月額に対する割合（この条例
に基づく一般の退職手当の支給を受
けたことが2回以上ある場合にあつ
ては、現に支給を受けたそれぞれの
退職手当の基本額の当該退職手当に
係る退職日給料月額に対する割合の
合計をいう。以下、「過去の支給割
合」という。）と、この退職におけ
る第8条及び第9条の規定により計
算した退職手当の基本額の退職日給
料月額に対する割合の合計が47.709
を超えるときは、前項中「47.709」
とあるのは「47.709から過去の支給
割合を控除した割合」と読み替える
ものとする。

第9条の6 第9条の2第1項の規定
により計算した退職手当の基本額が
次の各号に掲げる同項第2号イに掲
げる割合（以下、「特定減額前支給
割合」という。）の区分に応じ当該
各号に定める額を超えるときは、同

項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 47.709以上 特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額

(2) 47.709未満 特定減額前給料月額に特定減額前支給割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

2 その者の職員としての引き続いた

在職期間の初日の前日以前において、この条例の規定による一般の退職手当の支給を受けたことがある場合（規則で定める場合に限る。）であつて、過去の支給割合とこの退職における第9条の2第1項第2号アに掲げる割合の合計が47.709を超えるときは、前項中「同項第2号イに掲げる割合（以下、「特定減額前支給割合」という。）の区分に応じ」とあるのは「同項第2号イに掲げる割合（以下、「特定減額前支給割合」という。）と過去の支給割合の合計の区分に応じ」と、同項第1号中「47.709を乗じて」とあるのは「47.709から過去の支給割合を控除した割合を乗じて」と、同項第2号

中「当該割合」とあるのは「当該割合と過去の支給割合の合計」と読み替えるものとする。

第9条の7 第9条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条の5第1項	第8条及び第9条	第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められ

		<p>ているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額</p>
	これら	<p>第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条の</p>
第9条の5第2項	第8条及び第9条	<p>第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条</p>
	退職日給料月額	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係</p>

		る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第9条の6第1項各号列記以外の部分	第9条の2第1項の	第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条の2第1項の
	同項第2号イ	第9条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第9条の6第1項	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定めら

<p>第 1 号</p>		<p>れているその者に 係る定年と退職の 日におけるその者 の年齢との差に相 当する年数1年に つき100分の3 (退職の日におい て定められている その者に係る定年 と退職の日におけ るその者の年齢と の差に相当する年 数が1年である職 員にあつては、 100分の2)を乗 じて得た額の合計 額</p>
<p>第 9 条の 6 第 1 項 第 2 号</p>	<p>特 定 減 額 前 給 料 月 額</p>	<p>特定減額前給料月 額及び特定減額前 給料月額に退職の 日において定めら れているその者に 係る定年と退職の 日におけるその者 の年齢との差に相 当する年数1年に つき100分の3 (退職の日におい</p>

	<p>て定められている その者に係る定年 と退職の日におけ るその者の年齢と の差に相当する年 数が1年である職 員にあつては、 100分の2)を乗 じて得た額の合計 額</p>
<p>第9条 の2第 1項第 2号イ</p>	<p>第9条の3の規定 により読み替えて 適用する第9条の 2第1項第2号イ</p>
<p>及び退 職日給 料月額</p>	<p>並びに退職日給料 月額及び退職日給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数1年につ き100分の3(退 職の日において定 められているその 者に係る定年と退 職の日におけるそ</p>

	の者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第9条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第10条 [略]

2、3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 第9条第1項又は第2項に規定する者で勤続期間が5年未満のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 第1項から前項までの規定にかかわらず、その者の職員としての引き続いた在職期間の初日の前日以前において、この条例の規定による一般の退職手当の支給を受けたことがあ

(退職手当の調整額)

第10条 [略]

2、3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 第9条第1項又は第3項に規定する者で勤続期間が5年未満のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

る場合（規則で定める場合に限る。）における職員に対する退職手当の調整額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 次のア及びイに掲げる退職手当の調整額の算定の基礎となる基礎在職期間の各月を通算した各月ごとの調整月額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額の範囲内で規則で定める額

ア 現に支給を受けた退職手当の調整額（この条例に基づく一般の退職手当の支給を受けたことが2回以上ある場合にあつては、現に支給を受けたそれぞれの退職手当の調整額の合計をいう。第2号において同じ。）における基礎在職期間の初日の属する月から当該基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち規則で定めるものを除く。）

イ この退職における基礎在職期

間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち規則で定めるものを除く。）

(2) 現に支給を受けた退職手当の調整額

6 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第10条の2 第9条第1項に規定する者（同項第5号に規定する者を除く。）で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条、第9条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年の者 100分の360

(2) 勤続期間2年の者 100分の450

(3) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(定年前に退職する意思を有する職

5 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第10条の2 第9条第1項に規定する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条、第9条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

員の募集等)

第10条の3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(2) 募集する人数

(3) 募集の期間

(4) 募集の対象となるべき職員の範囲

(5) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(6) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手

続

(7) 第12項の規定による通知の予定

時期

(8) 第7項に規定する時点で募集の

期間が満了するものとするとき

は、その旨及び同項に規定する応

募上限数

(9) 募集に関する問合せを受けるた

めの連絡先

(10) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項

第4号に掲げる職員を記載するとき

は、当該職員の範囲に含まれる職員

の数が募集をする人数に1を加えた

人数以上となるようにしなければならない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集

の期間を記載するときは、その開始

及び終了の年月日時を明らかにして

しなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成す

るため必要があると認めるときは、

募集の期間を延長することができる。

る。

6 任命権者は、前項の規定により募

集の期間を延長した場合には、直ち

にその旨及び延長後の募集の期間の

終了の年月日時を当該募集の対象と

なるべき職員に周知しなければならない。

7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 第2条第2項及び第3項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) 第2項に規定する退職すべき期

日又は期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するため

に必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

12 任命権者は、認定をし、又はしな

い旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

13 任命権者が募集実施要項において

退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

14 任命権者は、認定を行つた後に生

じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得

たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第11条の2第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第18条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで

管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

附 則

第3条 当分の間、退職手当の基本額は第8条から第9条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とし、その額が退職日給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときの退職手当の基本額はその乗じて得た額とする。この場合において、第10条の2第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3条」とする。

第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧

附 則

第3条 第8条第3項及び第9条第4項の規定にかかわらず、当分の間、退職手当の基本額は第8条第1項及び第2項並びに第9条第1項及び第2項の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とし、その額が給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときの退職手当の基本額はその乗じて得た額とする。この場合において、第9条の2第1項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第3条」とし、第10条の2第1項中「前条」とあるのは、「前条及び附則第3条」とする。

第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧

職員定年条例」という。)第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第9条 当分の間、第9条第1項第7号に掲げる者に対する第9条の3及び第9条の7の規定の適用については、第9条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員及び附則第7条各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員にあつては63歳とし、附則第7条第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、附則第7条第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。)に達する日」と、第9条の3の表第9条第1項の項、第9条の2第1項

職員定年条例」という。)第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第1号の項及び第9条の2第1項第2号の項並びに第9条の7の表第9条の5の項、第9条の6第1項第1号の項及び第9条の6第1項第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員及び附則第7条各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員にあつては63歳とし、附則第7条第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、附則第7条第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

第10条 当分の間、第9条第1項第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第9条の3及び第9条の7の規定の適用については、第9条の3本文中「6月」とあ

るのは「0月」と、同条の表第9条
第1項の項、第9条の2第1項第1
号の項及び第9条の2第1項第2号
の項並びに第9条の7の表第9条の
5の項、第9条の6第1項第1号の
項及び第9条の6第1項第2号の項
中「100分の3（退職の日において
定められているその者に係る定年と
退職の日におけるその者の年齢との
差に相当する年数が1年である職員
にあつては、100分の2）」とある
のは「100分の3」とする。

令和5年旧職員定年 条例第3条第2号に 掲げる職員及び附則 第7条各号に掲げる 職員以外の者	60歳
令和5年旧職員定年 条例第3条第2号に 掲げる職員に掲げる 職員	63歳
附則第7条第1号に 掲げる職員	65歳
附則第7条第2号に 掲げる職員	規則で定め る年齢

第11条 当分の間、第9条第1項
（第1号、第5号及び第6号を除
く。）に規定する者に対する第9条

の3の規定の適用及び第10条の3の規定の適用については、第9条の3本文及び第10条の3第1項中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前条の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第9条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条の3第1項中「定年」とあるのは、「定年前」である場合を除き、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条 当分の間、第9条第1項第2号から第4号に掲げる者であつて附則第10条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第9条の3及び第9条の7の規定の適用については、第9条の3の表第9条第1項の項、第9条の2第1項第1号の項及び第9条の2第1項第2号の項並びに第9条の7の表第9条の5の項、第9条の6第1項第1号の項及び第9条の6第1項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員に

あつては、100分の2)」とあるのは、「附則第10条の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第13条 当分の間、第9条第1項第2号から第4号に掲げる者であつて附則第10条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第9条の3及び第9条の7の規定の適用については、第9条の3の表第9条第1項の項、第9条の2第1項第1号の項及び第9条の2第1項第2号の項並びに第9条の7の表第9条の5の項、第9条の6第1項第1号の項及び第9条の6第1項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日におい

て定められているその者に係る定年
と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数で除して得た割
合」とする。

(職員 の 定年等に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員 の 定年等に関する条例 (昭和59年3月条例第59号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、<u>次の各号に掲げる職とする。</u></p> <p>(1) <u>神戸市職員 の 給与等に関する条例 (昭和26年3月条例第8号) 第10条の6第1項に規定する人事委員会規則で指定する職</u></p> <p>(2) <u>教育職給料表(2)及び教育職給</u></p>	<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、<u>神戸市職員 の 給与等に関する条例 (昭和26年3月条例第8号) 第10条の6第1項に規定する人事委員会規則で指定する職とする。</u></p>

<p><u>料表(5)の適用を受ける4級以上の職員及び教育職給料表(3)の適用を受ける3級の職員のうち、神戸市職員の給与等に関する条例第10条の6の規定による管理職手当を支給されない職</u></p>	<p>[略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号。以下「退職手当金条例」という。)の規定の適用については、派</p>	<p>(職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号。以下「退職手当金条例」という。)の規定の適用については、派</p>

<p>遣先団体の業務（当該業務に係る通勤を含む。）に係る業務上の傷病又は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに<u>第9条第1項及び第2項</u>に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（採用された職員に関する退職手当金条例の特例）</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当金条例の規定の適用については、特定法人の業務（当該業務に係る通勤を含む。）に係る業務上の傷病又は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに<u>第9条第1項及び第2項</u>に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。</p>	<p>遣先団体の業務（当該業務に係る通勤を含む。）に係る業務上の傷病又は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに<u>第9条第1項及び第3項</u>に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（採用された職員に関する退職手当金条例の特例）</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当金条例の規定の適用については、特定法人の業務（当該業務に係る通勤を含む。）に係る業務上の傷病又は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに<u>第9条第1項及び第3項</u>に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。</p>
--	--

（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)</p> <p>第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、<u>退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する退職日給料月額とする。</u></p> <p><u>2 神戸市職員退職手当金条例第9条の2第1項に規定する特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日(以下、「特定日」という。以下同じ。)</u>において附則第4条の規定による給料を支給されていた職員が退職し、又は死亡し、退職</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)</p> <p>第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する<u>給料月額</u>とする。</p>

手当の支給を受けることとなる場合において、特定日における給料月額が、特定日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、特定日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第9条の2第1項に規定する特定減額前給料月額とする。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中神戸市職員の給与等に関する条例別表第3の改正規定を次のように改正する。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	[略]	2級	[略]
	号給	[略]	給料月額	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]
	1		183,300	
	2		185,100	
	3		187,000	

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	[略]	2級	[略]
	号給	[略]	給料月額	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]
	1		181,700	
	2		183,500	
	3		185,300	

4	188,900	4	187,200
5	190,800	5	189,000
6	192,700	6	190,900
7	194,600	7	192,800
8	196,500	8	194,700
9	198,500	9	196,600
10	200,500	10	198,600
11	202,500	11	200,600
12	204,500	12	202,600
13	206,500	13	204,500
14	208,600	14	206,600
15	210,600	15	208,600
16	212,600	16	210,600
17	214,600	17	212,600
18	216,300	18	214,400
19	218,000	19	216,200
20	219,700	20	218,000
21	221,400	21	219,600
22	223,500	22	221,700
23	225,600	23	223,800
24	227,700	24	225,900
25	229,800	25	228,000
26	231,900	26	230,100
27	234,000	27	232,200
28	236,100	28	234,300
29	238,200	29	236,400
30	240,700	30	238,900
31	243,100	31	241,400

32	245,600	32	243,900
33	247,900	33	246,300
34	250,300	34	248,700
35	252,700	35	251,200
36	255,000	36	253,600
37	257,500	37	256,000
38	260,000	38	258,500
39	262,400	39	261,000
40	264,900	40	263,500
41	267,300	41	265,900
42	269,700	42	268,300
43	272,000	43	270,700
44	274,400	44	273,100
45	276,800	45	275,500
46	278,900	46	277,600
47	281,000	47	279,700
48	283,100	48	281,800
49	285,100	49	283,800
50	287,300	50	286,100
51	289,500	51	288,400
52	291,700	52	290,700
53	293,800	53	292,900
54	296,200	54	295,400
55	298,600	55	297,800
56	301,100	56	300,400
57	303,500	57	302,900
58	306,100	58	305,500
59	308,700	59	308,100

60	311,300	60	310,800
61	313,800	61	313,400
62	316,300	62	315,900
63	318,500	63	318,200
64	320,800	64	320,500
65	323,400	65	323,000
66	325,800	66	325,400
67	328,200	67	327,800
68	330,500	68	330,200
69	332,800	69	332,400
70	334,900	70	334,600
71	337,000	71	336,700
72	339,100	72	338,900
73	341,200	73	340,900
74	343,400	74	343,000
75	345,500	75	345,200
76	347,600	76	347,300
77	349,700	77	349,400
78	351,800	78	351,500
79	353,800	79	353,500
80	355,800	80	355,500
81	357,800	81	357,500
82	359,900	82	359,600
83	361,900	83	361,600
84	363,900	84	363,600
85	365,900	85	365,600
86	367,800	86	367,600
87	369,700	87	369,500

88	371,600	88	371,400
89	373,500	89	373,300
90	375,400	90	375,200
91	377,300	91	377,100
92	379,200	92	379,000
93	381,000	93	380,800
94	382,800	94	382,600
95	384,600	95	384,400
96	386,400	96	386,200
97	388,200	97	388,000
98	390,000	98	389,800
99	391,800	99	391,600
100	393,600	100	393,400
101	395,300	101	395,100
102	396,900	102	396,700
103	398,500	103	398,300
104	400,000	104	399,800
105	401,500	105	401,300
106	402,200	106	402,100
107	402,900	107	402,800
108	403,600	108	403,500
109	404,200	109	404,100
110	404,900	110	404,800
111	405,600	111	405,600
112	406,300	112	406,300
113	406,900	113	406,800
114	407,600	114	407,500
115	408,300	115	408,300

116	409,100	116	409,100
117	409,600	117	409,600
118	410,300	118	410,300
119	411,000	119	411,000
120	411,600	120	411,600
121	412,200	121	412,200
122	412,800	122	412,800
123	413,400	123	413,400
124	413,900	124	413,900
125	414,400	125	414,400
126	414,900	126	414,900
127	415,400	127	415,400
128	415,900	128	415,900
129	416,400	129	416,400
130	416,800	130	416,800
131	417,200	131	417,200
132	417,600	132	417,600
133	418,000	133	418,000
134	418,400	134	418,400
135	418,800	135	418,800
136	419,200	136	419,200
137	419,500	137	419,500
138	419,800	138	419,800
139	420,100	139	420,100
140	420,400	140	420,400
141	420,700	141	420,700
142	421,000	142	421,000
143	421,300	143	421,300

144	421,600	144	421,600
145	421,800	145	421,800
146	422,100	146	422,100
147	422,400	147	422,400
148	422,700	148	422,700
149	422,900	149	422,900
150	423,200	150	423,200
151	423,500	151	423,500
152	423,700	152	423,700
153	423,900	153	423,900
154	424,200	154	424,200
155	424,500	155	424,500
156	424,700	156	424,700
157	424,900	157	424,900
158	425,200	158	425,200
159	425,500	159	425,500
160	425,700	160	425,700
161	425,900	161	425,900
162	426,200	162	426,200
163	426,500	163	426,500
164	426,700	164	426,700
165	426,900	165	426,900
166	427,200	166	427,200
167	427,500	167	427,500
168	427,700	168	427,700
169	427,900	169	427,900
170	428,200	170	428,200
171	428,500	171	428,500

	172		428,700			172		428,700	
	173		428,900			173		428,900	
	174		429,200			174		429,200	
	175		429,500			175		429,500	
	176		429,700			176		429,700	
	177		429,900			177		429,900	
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
備考 [略]					備考 [略]				
ウ～オ [略]					ウ～オ [略]				

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (給料表の改定に伴う経過措置)	附 則 (給料表の改定に伴う経過措置)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
<u>3 前2項の規定は、給与条例附則第12項の適用を受ける職員には適用しない。</u>	
(退職手当に関する経過措置)	(退職手当に関する経過措置)
第5条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、	第5条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、

又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する退職日給料月額とする。

2 神戸市職員退職手当金条例第9条

の2 第1項に規定する特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日（以下、「特定日」という。以下同じ。）において附則第3条第1項又は第2項の規定による給料を支給されていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当の支給を受けることとなる場合において、特定日における給料月額が、特定日におけるその者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給す

又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。

る給料の額との合計額に満たないと
きは、特定日におけるその者の給料
月額と附則第3条第1項又は第2項
の規定により支給する給料の額との
合計額をもって、神戸市職員退職手
当金条例第9条の2第1項に規定す
る特定減額前給料月額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条のうち神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例第2条中神戸市職員の給与等に関する条例別表第3の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中神戸市職員の給与等に関する条例第4条第8項並びに別表第1、別表第2、別表第4（各別表の備考2を除く。）及び別表第6の改正規定 令和6年4月1日

(昇給に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下、「改正後の給与条例」という。）第4条第7項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員であって次の各号に該当するもの（附則別表第1の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に該当する職員を除く。）に対する改正後の給与条例第4条第8項の適用については、同項の施行日から令和10年3月31日までの間においては、なお従前の例による。この場合において、第1条の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例第4条第8項中「2号給」とあるのは、「1号給」とする。

- (1) 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第1号及び第2号に掲げる職員以外の者であって、当該昇給を行う年

度における4月1日時点の年齢が60歳未満のもの

(2) 令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が63歳未満のもの

(3) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が65歳未満のもの

(退職手当に関する経過措置)

第3条 職員が施行日から令和7年3月31日までの間に新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することにより、第2条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例（以下「令和5年改正退職手当金条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として令和5年改正退職手当金条例第9条第1項若しくは第2項又は附則第6条の規定により退職した場合において、その者が施行日の前日に第2条の規定による改正前の神戸市職員退職手当金条例（以下「令和5年改正前退職手当金条例」という。）第9条第1項又は第3項の規定により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間、同日における給料月額（他の職員との均衡を考慮して任命権者が別に定める者については任命権者が定める給料月額に相当する額）を基礎として、令和5年改正前退職手当金条例第9条及び附則第3条の規定により計算した退職手当の基本額が、令和5年改正退職手当金条例第9条から第9条の7まで及び附則第3条及び附則第6条から附則第13条までの規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の基本額とする。

（施行細則の委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第2条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則別表第1

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	6級から8級まで

消防職給料表	6級及び7級
教育職給料表(2)	5級
教育職給料表(5)	5級
医療職給料表(1)	3級及び4級
医療職給料表(2)	6級

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第46号

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 市立学校の名称及び位置は、別表1から別表6までに掲げるものとする。</p> <p>別表2（第3条関係） 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th colspan="2" style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立西灘小学校</td> <td style="text-align: center;">船寺通3丁目4番1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市立西灘小学校	船寺通3丁目4番1号		[略]	[略]		<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 市立学校の名称及び位置は、別表1から別表7までに掲げるものとする。</p> <p>別表2（第3条関係） 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th colspan="2" style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立西灘小学校</td> <td style="text-align: center;">船寺通3丁目4番2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市立西灘小学校	船寺通3丁目4番2号		[略]	[略]	
名称	位置																														
[略]	[略]	[略]																													
[略]	[略]	[略]																													
神戸市立西灘小学校	船寺通3丁目4番1号																														
[略]	[略]																														
名称	位置																														
[略]	[略]	[略]																													
[略]	[略]	[略]																													
神戸市立西灘小学校	船寺通3丁目4番2号																														
[略]	[略]																														

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立道場小学校		[略]
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表3（第3条関係） 中学校

名称	位置	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立北神戸中学校		[略]
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表4（第3条関係） 義務教育学校

名称	位置	
神戸市立義務教育学校港島学園	[略]	[略]
神戸市立義務教育学校八多学園	神戸市北区	八多町附物876

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立道場小学校		[略]
神戸市立八多小学校		八多町附物876
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表3（第3条関係） 中学校

名称	位置	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立北神戸中学校		[略]
神戸市立八多中学校		八多町附物876
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表4（第3条関係） 義務教育学校

名称	位置	
神戸市立義務教育学校港島学園	[略]	[略]

別表7（第3条関係） 高等専門学校

	<table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> <tr> <td>神戸市立工業高等専門学校</td> <td>神戸市西区学園東町8丁目3番地</td> </tr> </table>	名称	位置	神戸市立工業高等専門学校	神戸市西区学園東町8丁目3番地
名称	位置				
神戸市立工業高等専門学校	神戸市西区学園東町8丁目3番地				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
 ただし、別表2神戸市立西灘小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(職員退職手当金条例の一部改正)

- 2 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧	第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧

<p>職員定年条例」という。)第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。</p>	<p>職員定年条例」という。)第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。</p>
<p>第7条 前条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</p>	<p>第7条 前条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</p>
<p>(1) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員</p>	<p>(1) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相当する職員</p>
<p>(2) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>

(学校の授業料等に関する条例の一部改正)

3 神戸市立学校の授業料等に関する条例(昭和25年12月条例第220号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 神戸市立学校の授業料及び保育料並びに入学選抜料及び入学金（以下「授業料等」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。</p>	<p>第1条 神戸市立学校の授業料、<u>聴講料</u>、<u>研究料</u>及び保育料並びに入学選抜料及び入学金（以下「授業料等」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																												
<p>第2条 授業料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2 授業料及び保育料は、次の区分によって納付しなければならない。</p> <p>(1) 削除</p>	<p>第2条 授業料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 高等専門学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>学生</th> <th>科目等履修生</th> <th>聴講生</th> <th>研究生</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料</td> <td>234,600円</td> <td>6,200円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>学生にあつては年額とし、科目等履修生にあつては1単位当たりとする。</td> </tr> <tr> <td>聴講料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,200円</td> <td>—</td> <td>1単位当たりとする。</td> </tr> <tr> <td>研究料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12,700円</td> <td>月額とする。</td> </tr> <tr> <td>入学選抜料</td> <td>16,500円</td> <td>4,900円</td> <td>4,900円</td> <td>4,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入学 金</td> <td>本市住民及びその子弟</td> <td>28,200円</td> <td>2,800円</td> <td>2,800円</td> <td>8,300円</td> <td rowspan="2">「本市住民」とは、入学の日の1年前から引き続き本市に住所を有する者をいう。「その子弟」とは、本市住民の配偶者又は2親等内の親族をいう。</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>84,600円</td> <td>8,400円</td> <td>8,400円</td> <td>25,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2 授業料、<u>聴講料</u>、<u>研究料</u>及び保育料は、次の区分によって納付しなければならない。</p> <p>(1) 高等専門学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>学期別</th> <th>納付すべき額</th> <th>納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">授業料</td> <td>学生</td> <td>前期</td> <td>年額の2分の1に相当する額</td> <td>8月末日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後期</td> <td>年額の2分の1に相当する額</td> <td>12月末日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>科目等履修生</td> <td></td> <td>単位当たり授業料に受講単位数を乗じて得た額</td> <td>5月末日</td> </tr> </tbody> </table>	種別	学生	科目等履修生	聴講生	研究生	備考	授業料	234,600円	6,200円	—	—	学生にあつては年額とし、科目等履修生にあつては1単位当たりとする。	聴講料	—	—	6,200円	—	1単位当たりとする。	研究料	—	—	—	12,700円	月額とする。	入学選抜料	16,500円	4,900円	4,900円	4,900円		入学 金	本市住民及びその子弟	28,200円	2,800円	2,800円	8,300円	「本市住民」とは、入学の日の1年前から引き続き本市に住所を有する者をいう。「その子弟」とは、本市住民の配偶者又は2親等内の親族をいう。	その他の者	84,600円	8,400円	8,400円	25,100円	種別	学期別	納付すべき額	納付期限	授業料	学生	前期	年額の2分の1に相当する額	8月末日		後期	年額の2分の1に相当する額	12月末日		科目等履修生		単位当たり授業料に受講単位数を乗じて得た額	5月末日
種別	学生	科目等履修生	聴講生	研究生	備考																																																								
授業料	234,600円	6,200円	—	—	学生にあつては年額とし、科目等履修生にあつては1単位当たりとする。																																																								
聴講料	—	—	6,200円	—	1単位当たりとする。																																																								
研究料	—	—	—	12,700円	月額とする。																																																								
入学選抜料	16,500円	4,900円	4,900円	4,900円																																																									
入学 金	本市住民及びその子弟	28,200円	2,800円	2,800円	8,300円	「本市住民」とは、入学の日の1年前から引き続き本市に住所を有する者をいう。「その子弟」とは、本市住民の配偶者又は2親等内の親族をいう。																																																							
	その他の者	84,600円	8,400円	8,400円	25,100円																																																								
種別	学期別	納付すべき額	納付期限																																																										
授業料	学生	前期	年額の2分の1に相当する額	8月末日																																																									
		後期	年額の2分の1に相当する額	12月末日																																																									
	科目等履修生		単位当たり授業料に受講単位数を乗じて得た額	5月末日																																																									

	聴講料		単位当たり聴講料に受講単位数を乗じて得た額	5月末日
	研究料	前期	月額研究料に在学月数を乗じて得た額	5月末日
		後期	月額研究料に在学月数を乗じて得た額	10月末日
(2)、(3) [略]	(2)、(3) [略]			
3 [略]	3 [略]			

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条の2 高等学校において就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。）の支給を受ける受給権者（同法第5条第1項に規定する受給権者をいう。）についての<u>第2条第2項第2号</u>、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、<u>第2条第2項第2号</u>中「年額」とあるのは「年額から当該年額に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」と、第4条第1項及び第5条第1項中「得た額」とあるのは「得た額から当該期間に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」とする。</p>	<p>第5条の2 <u>高等専門学校及び</u>高等学校において就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。）の支給を受ける受給権者（同法第5条第1項に規定する受給権者をいう。）についての<u>第2条第2項第1号及び第2号</u>、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、<u>第2条第2項第1号の表授業料の項及び第2号</u>中「年額」とあるのは「年額から当該年額に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」と、第4条第1項及び第5条第1項中「得た額」とあるのは「得た額から当該期間に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」とする。</p>

第6条 [略]

2 [略]

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、特に必要があると認める者については、入学選抜料又は入学金を減免することができる。

4 [略]

第7条 教育委員会は、特にやむを得ない理由により、第2条第2項又は第3項に規定する納付期限までに授業料等を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料若しくは保育料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。

2 [略]

第8条 第6条又は前条の規定により授業料等の減免若しくは納付の猶予又は授業料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるとこ

第6条 [略]

2 [略]

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、特に必要があると認める者については、聴講料若しくは研究料又は入学選抜料若しくは入学金を減免することができる。

4 [略]

第6条の2 高等専門学校において他の大学との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき高等専門学校への入学を許可された科目等履修生については、授業料、入学選抜料及び入学金は、徴収しない。

第7条 教育委員会は、特にやむを得ない理由により、第2条第2項又は第3項に規定する納付期限までに授業料等を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料、聴講料、研究料若しくは保育料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。

2 [略]

第8条 第6条又は前条の規定により授業料等の減免若しくは納付の猶予又は授業料、聴講料、研究料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けようとする者は、教育委員会

ろにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 第6条又は前条の規定により授業料若しくは保育料を減免され、又は授業料等の納付の猶予を受けた者は、当該減免又は納付の猶予の理由が消滅したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第9条 虚偽の申請により第6条又は第7条の規定による授業料等の減免若しくは納付の猶予若しくは授業料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けた者又は前条第2項の届出を怠った者については、教育委員会は、当該減免若しくは納付の猶予又は月割額による分納の措置を取り消し、当該措置を受けた日又は許可の理由が消滅した日に遡って授業料等を徴収することができる。

規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 第6条又は前条の規定により授業料、聴講料、研究料若しくは保育料を減免され、又は授業料等の納付の猶予を受けた者は、当該減免又は納付の猶予の理由が消滅したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第9条 虚偽の申請により第6条又は第7条の規定による授業料等の減免若しくは納付の猶予若しくは授業料、聴講料、研究料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けた者又は前条第2項の届出を怠った者については、教育委員会は、当該減免若しくは納付の猶予又は月割額による分納の措置を取り消し、当該措置を受けた日又は許可の理由が消滅した日に遡って授業料等を徴収することができる。

第11条 第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定による授業料及び入学金の減免については、この条及び教育委員会規則に定めるもののほか、同法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

<p>第11条 [略]</p>	<p>2 <u>大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年度文部科学省令第6号。次項において「省令」という。）第15条第1項の規定により認定を取り消された者（同令第16条各号のいずれかに該当するものとして認定を取り消された者に限る。）に係る授業料又は入学金については、同令第16条各号に定める日に遡ってこれらを徴収するものとする。</u></p> <p>3 <u>省令第11条第1項の規定による申請を行った者について、第2条第2項第1号及び第3項に規定する納付期限までに同令第11条第3項の規定による通知をすることができない場合において、第7条の規定により授業料又は入学金の納付を猶予するときは、第8条の規定は適用しない。</u></p> <p>第12条 [略]</p>
-----------------	---

（学校の授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 施行日前の期間に係る神戸市立工業高等専門学校の神戸市立学校の授業料等に関する条例第1条の授業料等については、なお従前の例による。

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 5 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 教育職給料表 (別表第3)</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 削除</u></p> <p>オ [略]</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳 (次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢) に達した日後における最初の4月1日 (附則第14項において「特定日」という。) 以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 教育職給料表 (別表第3)</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 教育職給料表(4)</u></p> <p>オ [略]</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳 (次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢) に達した日後における最初の4月1日 (附則第14項において「特定日」という。) 以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項</p>

<p>から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員</p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>14～18 [略]</p>	<p>から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>令和5年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員</u> 63歳</p> <p>13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号<u>及び第3号</u>に掲げる職員に相当する職員</p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>14～18 [略]</p>
--	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前					
別表第3 教育職給料表（第3条関係）		別表第3 教育職給料表（第3条関係）					
ア～ウ [略]		ア～ウ [略]					
エ 削除		エ 教育職給料表(4)					
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員		円	円	円	円	円	
以外の職員	1	169,500	209,300	251,500	324,400	462,500	
	2	171,800	211,300	253,800	327,600	465,000	
	3	174,100	213,300	256,100	330,800	467,500	
	4	176,400	215,300	258,100	334,000	470,000	
	5	178,500	217,100	260,000	337,300	472,500	
	6	180,900	219,300	262,200	340,100	475,000	
	7	183,300	221,500	264,300	342,900	477,500	
	8	185,500	223,600	266,400	345,700	480,000	
	9	187,700	225,700	268,300	348,600	482,400	
	10	190,100	227,900	270,400	350,900	484,800	
	11	192,500	230,100	272,500	353,300	487,200	
	12	194,900	232,300	274,600	355,600	489,600	
	13	197,500	234,400	276,500	357,800	491,700	
	14	199,700	236,600	278,700	360,000	494,200	
	15	202,000	238,800	280,800	362,200	496,700	
	16	204,300	241,000	282,900	364,300	499,100	
	17	206,600	243,200	284,800	366,200	501,300	
	18	208,300	245,500	286,900	368,100	503,700	
	19	210,100	247,800	289,000	369,800	506,000	
	20	211,900	250,000	291,100	371,500	508,400	

21	213,800	251,800	293,200	373,400	510,600
22	215,600	253,900	295,400	375,900	512,700
23	217,400	256,000	297,600	378,300	514,800
24	219,200	258,100	299,800	380,700	516,900
25	220,800	260,000	302,000	383,200	518,900
26	222,600	261,900	304,800	385,800	520,700
27	224,400	263,800	307,500	388,300	522,500
28	226,200	265,600	310,300	390,700	524,300
29	227,900	267,400	313,100	393,000	525,900
30	229,800	269,200	315,800	395,600	527,200
31	231,700	271,100	318,700	398,000	528,500
32	233,600	273,000	321,500	400,600	529,700
33	235,500	274,900	324,400	402,900	530,700
34	237,400	276,900	327,700	405,500	531,900
35	239,400	278,900	330,900	408,000	533,100
36	241,400	280,900	334,100	410,500	534,300
37	243,100	282,700	337,200	412,900	535,400
38	244,900	284,800	339,400	415,500	536,600
39	246,700	286,900	341,600	418,100	537,800
40	248,500	289,000	343,800	420,700	539,000
41	250,100	290,900	345,900	423,000	539,900
42	251,800	293,300	347,900	425,600	540,900
43	253,500	295,700	349,900	428,300	541,900
44	255,200	298,100	352,100	430,700	543,000
45	256,800	300,600	354,300	433,100	544,000
46	258,500	303,400	356,500	435,700	544,900
47	260,200	306,100	358,600	438,200	545,800

48	261,800	308,800	360,700	440,800	546,700
49	263,500	311,600	362,600	443,200	547,700
50	264,700	314,300	364,600	445,700	
51	265,800	316,900	366,600	448,200	
52	266,900	319,500	368,700	450,700	
53	268,000	322,100	370,500	453,200	
54	269,200	324,500	372,600	455,600	
55	270,300	326,900	374,500	458,000	
56	271,400	329,300	376,600	460,400	
57	272,500	331,700	378,300	462,800	
58	273,700	333,800	380,200	465,000	
59	274,900	335,800	382,100	467,200	
60	276,000	338,000	384,100	469,500	
61	277,100	339,700	385,900	471,500	
62	278,300	341,700	387,900	473,100	
63	279,700	343,700	389,800	474,700	
64	281,100	345,600	391,700	476,300	
65	282,300	347,500	393,600	478,000	
66	283,700	349,400	395,500	479,500	
67	285,000	351,400	397,400	481,100	
68	286,300	353,400	399,300	482,600	
69	287,500	355,300	401,100	483,700	
70	288,700	357,200	402,800	485,200	
71	289,900	359,000	404,500	486,700	
72	291,100	361,000	406,200	488,200	
73	292,300	362,700	407,800	489,400	
74	293,600	364,600	409,400	490,900	

75	294,900	366,600	411,100	492,400
76	296,100	368,500	412,700	493,800
77	297,100	370,200	414,200	495,100
78	298,400	372,100	415,700	496,500
79	299,600	374,000	417,200	498,000
80	300,900	375,900	418,800	499,400
81	302,100	377,300	420,500	500,800
82	303,300	379,100	422,000	501,900
83	304,500	380,900	423,500	503,000
84	305,800	382,800	425,000	504,100
85	307,000	384,400	426,500	505,100
86	308,300	386,300	427,700	506,200
87	309,600	388,100	428,800	507,300
88	310,900	389,900	429,900	508,400
89	311,800	391,600	430,800	509,300
90	312,800	393,300	431,900	510,300
91	313,900	395,000	433,000	511,400
92	314,900	396,800	434,100	512,500
93	316,100	398,300	435,000	513,400
94	317,000	400,000	436,000	514,300
95	317,900	401,800	437,000	515,000
96	318,800	403,500	438,000	515,800
97	319,700	405,100	438,900	516,500
98	320,500	406,100	439,700	517,300
99	321,400	407,100	440,500	518,100
100	322,300	408,100	441,000	518,900
101	323,200	408,900	441,400	519,500

102	324,000	409,700	442,000	520,300
103	324,800	410,500	442,600	521,000
104	325,600	411,300	443,200	521,700
105	326,200	411,900	443,700	522,200
106	326,900	412,400		522,900
107	327,400	413,100		523,600
108	328,100	413,800		524,300
109	328,600	414,500		524,900
110		415,200		525,500
111		415,900		526,200
112		416,500		526,900
113		417,300		527,600
114		417,900		528,200
115		418,500		528,800
116		419,100		529,400
117		419,700		529,900
118		420,400		530,500
119		421,000		531,000
120		421,700		531,500
121		422,100		532,100
122				532,700
123				533,300
124				533,900
125				534,300
126				535,300
127				536,300
128				537,300

	129				538,300
再任用職員		241,500	292,500	314,100	396,100

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、准教授、講師、助教及び
助手に適用する。

オ [略]

オ [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
別表第6 級別基準職務表（第3条関係） (1)～(5) [略] <u>(6) 削除</u>	別表第6 級別基準職務表（第3条関係） (1)～(5) [略] <u>(6) 教育職給料表(4)級別基準職務表</u> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>助教又は助手の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>講師の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>准教授の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>教授の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>校長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1 級	高等専門学校 <small>の</small> 助教又は助手の職務	2 級	高等専門学校 <small>の</small> 講師の職務	3 級	高等専門学校 <small>の</small> 准教授の職務	4 級	高等専門学校 <small>の</small> 教授の職務	5 級	高等専門学校 <small>の</small> 校長の職務
職務の級	基準となる職務												
1 級	高等専門学校 <small>の</small> 助教又は助手の職務												
2 級	高等専門学校 <small>の</small> 講師の職務												
3 級	高等専門学校 <small>の</small> 准教授の職務												
4 級	高等専門学校 <small>の</small> 教授の職務												
5 級	高等専門学校 <small>の</small> 校長の職務												
(7)～(9) [略] 別表第8 フルタイム会計年度任用職員の職務の級（第4条関係）	(7)～(9) [略] 別表第8 フルタイム会計年度任用職員の職務の級（第4条関係）												

給料表の種類	職務の級	給料表の種類	職務の級
[略]	[略]	[略]	[略]
教育職給料表(3)	[略]	教育職給料表(3)	[略]
[略]	[略]	教育職給料表(4)	1級及び2級
[略]	[略]	[略]	[略]

(職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例（以下「旧給与条例」という。）の規定は、施行日前において旧給与条例第3条第1項第3号エに規定する教育職給料表(4)の適用を受けていた職員の施行日前の勤務に係る給与については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 7 神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)	(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 前項の規定にかかわらず、 <u>別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師</u> は、同項の	2 前項の規定にかかわらず、 <u>次に掲げる職</u> は、同項の条例で定める職から除くものとする。

条例で定める職から除くものとする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

附 則

1、2 [略]

(定年に関する経過措置)

3 [略]

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条各号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員につ

(1) 別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師

(2) 工業高等専門学校の学校長

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、工業高等専門学校の高等専門学校主事の管理監督職勤務上限年齢は、年齢63年とする。

附 則

1、2 [略]

(定年に関する経過措置)

3 [略]

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条各号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げ

いては、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供

る職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号及び第4号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条ただし書に掲げる職を占める職員にあつては年齢63年。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当

及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（手数料条例の一部改正）

8 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 修学又は学業成績に関する証明 (高等学校に限る。) 1件につき 300円</p> <p>(5)～(158) [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 修学又は学業成績に関する証明 (高等学校及び高等専門学校に限る。) 1件につき 300円</p> <p>(5)～(158) [略]</p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

9 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育委員会職員手当)</p> <p>第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 校長、園長、教頭、主幹教諭、</p>	<p>(教育委員会職員手当)</p> <p>第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 校長、園長、<u>教授、准教授、教</u></p>

教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭又は実習助手であって、教育委員会事務局又は学校以外の教育機関に勤務するものが行う指導主事の職務（これに類する職務であって教育委員会が定めるものを含む。） 月額89,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(2) [略]

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員が行う心身に著しい負担を与えると認められる緊急業務その他の非常災害等の緊急業務、修学旅行等の引率指導、部活動指導のための休日出務若しくは入試監督又はこれらに類する業務であって教育委員会が定めるもの 勤務1回につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害時の際に、心身に著しい負担を与えると認められる業務であって教育委員会規則で定めるものに従事する場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、助教、助手又は実習助手であって、教育委員会事務局又は学校以外の教育機関に勤務するものが行う指導主事の職務（これに類する職務であって教育委員会が定めるものを含む。） 月額89,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(2) [略]

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は高等専門学校の職員が行う心身に著しい負担を与えると認められる緊急業務その他の非常災害等の緊急業務、修学旅行等の引率指導、部活動指導のための休日出務若しくは入試監督又はこれらに類する業務であって教育委員会が定めるもの 勤務1回につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害時の際に、心身に著しい負担を与えると認められる業務であって教育委員会規則で定めるものに従事する場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(4)～(6) [略]

(4)～(6) [略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 前項の規定による改正前の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「旧手当条例」という。)第37条第1項第1号及び第3号の規定は、施行日前において同条第1号及び第3号に規定する業務に従事する職員であった者の施行日前の勤務に係る教育委員会職員手当については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第47号

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例

神戸市会委員会条例（昭和31年10月条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務財政委員会</p> <p style="padding-left: 2em;">市長室、会計室、企画調整局、<u>地域協働局</u>、行財政局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務財政委員会</p> <p style="padding-left: 2em;">市長室、会計室、企画調整局、行財政局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>

4 常任委員の定数は、10人又は11人とし、議会の議決で定める。この場合において、常任委員の定数の合計は、神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年10月条例第30号）第1条に定める議員の定数と一致しなければならない。

4 常任委員の定数は、11人又は12人とし、議会の議決で定める。この場合において、常任委員の定数の合計は、神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年10月条例第30号）第1条に定める議員の定数と一致しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、令和5年4月30日から施行する。

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第48号

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市区の設置に関する条例（平成31年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p style="text-align: center;">（区の設置）</p> <p>第2条 本市の区域を分けて区を設け、その区名及び区域は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区名</th> <th style="width: 33%;"></th> <th style="width: 33%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">垂水区</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">マ</td> <td style="text-align: center;">舞子坂1 — 4 丁目、舞子台1—8</td> </tr> </tbody> </table>	区名		区域	[略]	[略]	[略]	垂水区	[略]	[略]		マ	舞子坂1 — 4 丁目、舞子台1—8	<p style="text-align: center;">（区の設置）</p> <p>第2条 本市の区域を分けて区を設け、その区名及び区域は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区名</th> <th style="width: 33%;"></th> <th style="width: 33%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">垂水区</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">マ</td> <td style="text-align: center;">舞子坂1 — 4 丁目、舞子台1—8</td> </tr> </tbody> </table>	区名		区域	[略]	[略]	[略]	垂水区	[略]	[略]		マ	舞子坂1 — 4 丁目、舞子台1—8
区名		区域																							
[略]	[略]	[略]																							
垂水区	[略]	[略]																							
	マ	舞子坂1 — 4 丁目、舞子台1—8																							
区名		区域																							
[略]	[略]	[略]																							
垂水区	[略]	[略]																							
	マ	舞子坂1 — 4 丁目、舞子台1—8																							

		丁目、舞 子陵、舞 多聞西1 — 8丁 目、舞多 聞東1— 3丁目、 学が丘1 — 7丁 目、瑞ヶ 丘、 <u>みず</u> <u>き台</u> 、瑞 穂通、南 多聞台1 — 8丁 目、美山 台1—3 丁目、宮 本町、名 谷町、桃 山台1— 7丁目			丁目、舞 子陵、舞 多聞西1 — 8丁 目、舞多 聞東1— 3丁目、 学が丘1 — 7丁 目、瑞ヶ 丘、瑞穂 通、南多 聞台1— 8丁目、 美山台1 — 3丁 目、宮本 町、名谷 町、桃山 台1—7 丁目
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

神戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第49号

神戸市市税条例の一部を改正する条例

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（市民税に関する用語の意義）</p> <p>第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。</p> <p>ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第68条（租税特別措置法第3</p>	<p style="text-align: center;">（市民税に関する用語の意義）</p> <p>第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。</p> <p>ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第68条（租税特別措置法第3</p>

条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第69条(租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第69条の2(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1

条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第69条(租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第69条の2(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1

項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12の7(第1項から第3項まで、第7項から第9項まで及び第12項を除く。)、第66条の7(第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)及び第66条の9の3(第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する法人税法第68条(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定に

項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12の7(第1項から第3項まで、第7項、第8項及び第11項を除く。)、第66条の7(第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)及び第66条の9の3(第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する法人税法第68条(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。)、第144条の2及び第144条の2の2(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)及び第42条の12の7(第1項から第3項まで、第7項から第9項まで及び第12項を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

より読み替えて適用する場合を含む。)、第144条の2及び第144条の2の2(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)及び第42条の12の7(第1項から第3項まで、第7項、第8項及び第11項を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

る。

(ア)、(イ) [略]

(4の2)～(15) [略]

2～4 [略]

(所得割の課税標準)

第20条 [略]

2 [略]

3 所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書（第8項及び次条第1項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で、専ら当該納税義務者の営む同法第56条に規定する事業に従事するもの（以下この項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から同法第57条第2項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第1項の規定による計算の例によつて当該納税義務者の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。前年分の所得税につき納税義務を負わな

(ア)、(イ) [略]

(4の2)～(15) [略]

2～4 [略]

(所得割の課税標準)

第20条 [略]

2 [略]

3 所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書（第8項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で、専ら当該納税義務者の営む同法第56条に規定する事業に従事するもの（以下この項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から同法第57条第2項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第1項の規定による計算の例によつて当該納税義務者の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められた

いと認められたことその他政令に規定する理由により同条第2項の書類を提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第25条第1項第2号に掲げる事項を記載した同項の規定による申告書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるものを含む。）を提出しているとき（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出しているときを含む。）及び同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

4～15 [略]

第20条の2 所得割の納税義務者のう

ち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（第5項において「特定非常災害」という。）に係る同条第1項の特定非常災害発生日の属する年（以下この項及び次項において「特定非常災害発生

ことその他政令に規定する理由により同条第2項の書類を提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第25条第1項第2号に掲げる事項を記載した同項の規定による申告書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるものを含む。）を提出しているとき（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出しているときを含む。）及び同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

4～15 [略]

第20条の2 削除

年」という。)の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が特定非常災害発生年純損失金額(その者の当該特定非常災害発生年において生じた前条第8項の純損失の金額をいう。)又は被災純損失金額(所得税法第70条の2第4項第1号に規定する被災純損失金額をいい、当該特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該特定非常災害発生年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第8項中「純損失の金額(」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年純損失金額(次条第1項に規定する特定非常災害発生年純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(次条第1項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの(」と、「を除く。)」とあるのは「を除く。)並びに当該納税義務者の前年前5年間において生じた特定非常災害発生年純損失金額(この項の規定

により前年前において控除されたものを除く。）」と、同条第9項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

(1) 事業資産特定災害損失額（所得税法第70条の2第4項第2号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（同項第3号に規定する事業用固定資産をいう。次号において同じ。）でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が10分の1以上であること。

(2) 不動産等特定災害損失額（所得税法第70条の2第4項第4号に規定する不動産等特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき

事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちを占める割合が10分の1以上であること。

2 所得割の納税義務者のうち前項各

号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が特定非常災害発生年特定純損失金額（所得税法第70条の2第4項第5号に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。）又は被災純損失金額（同条第4項第1号に規定する被災純損失金額をいい、特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第8項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第2項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第9項中「純損失の金額（同項）」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年特定純

損失金額（次条第2項に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額以外のもの（前項」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの並びに当該納税義務者の前年前5年内において生じた特定非常災害発生年特定純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）及び被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

3 所得割の納税義務者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（所得税法第70条の2第4項第1号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第8項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第3項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第9項中「純損失の金額」

とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

4 所得割の納税義務者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第9項中「金額をいい、」とあるのは「金額をいう。」で特定雑損失金額（次条第4項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（）」と、「同条第1項」とあるのは「第314条の2第1項」と、「除く。」は」とあるのは「除く。」及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第1項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は」とする。

5 前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、納税義務者

又はその者と生計を一にする配偶者
その他の親族で政令で定めるものの
有する次条第1項第1号に規定する
資産について特定非常災害により生
じた損失の金額（当該特定非常災害
に関連するやむを得ない支出で政令
で定めるものの金額を含み、保険金、
損害賠償金その他これらに類するも
のにより埋められた部分の金額を除
く。）に係るものをいう。

（給与支払報告書等の提出義務）

第26条 [略]

2～6 [略]

7 第1項、第3項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）は、その者が提出すべき報告書の給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項（次項及び第9項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等の提出をもつて当該報告書の提出に代えることができる。

（給与支払報告書等の提出義務）

第26条 [略]

2～6 [略]

7 第1項、第3項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が、規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この条において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が

8、9 [略]

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書で規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2

提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該報告書の提出に代えることができる。

8、9 [略]

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書で規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第26項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2

分の1とする。

- 8 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 10 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条 [略]

2 [略]

- 3 市民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1号の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに同号に規定する買換資産(以下この項、第6項及び第7項

分の1とする。

- 8 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 10 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条 [略]

2 [略]

- 3 市民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1号の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに同号に規定する買換資産(以下この

において「買換資産」という。)に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額(第6項において「住宅借入金等の金額」という。)を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第25条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第2号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、政令に規定するところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第16条に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該

項、第6項及び第7項において「買換資産」という。)に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額(第6項において「住宅借入金等の金額」という。)を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第25条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第2号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、政令に規定するところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第16条に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除

納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4～7 [略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第5条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)においては、法附則第6条第4項から第6項までに規定するところに従い、その者の市民税の所得割の額を算定するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因と

する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4～7 [略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第5条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)においては、法附則第6条第4項から第6項までに規定するところに従い、その者の市民税の所得割の額を算定するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因と

なる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額については、法附則第34条の2第4項に規定する額とする。

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

3 [略]

なる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額については、法附則第34条の2第4項に規定する額とする。

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

3 [略]

第19条の2 削除

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第19条の2の6 [略]

2 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条の2の7 [略]

2 次に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第19条の2 法附則第29条の8の2に規定する特定期間(附則第19条の2の6第3項において「特定期間」という。)に取得された法附則第29条の8の2に規定する3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割は課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第19条の2の6 [略]

2 [略]

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第64条の3の4第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条の2の7 [略]

2 次に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)、(2) [略]

[略]

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)、(2) [略]

[略]

3 次に掲げる3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 乗用の軽自動車のうち、法附則第30条第3項第1号で定めるもの

(2) 貨物用の軽自動車のうち、法附則第30条第3項第2号で定めるもの

第2号イ	3,900 円	2,000 円
第2号ウ	6,900 円	3,500 円

	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 次に掲げる3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 乗用の軽自動車のうち、法附則第30条第4項第1号で定めるもの

(2) 貨物用の軽自動車のうち、法附則第30条第4項第2号で定めるもの

第2号イ	3,900 円	3,000 円
第2号ウ	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円

	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

5 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの

3 3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）のうち、法附則第30条第3項に規定するものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ（ア）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、法附則第30条第4項に規定するものに対する第65条の規定の適用

間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）のうち、法附則第30条第7項に規定するものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、法附則第30条第8項に規定するものに対する第65条の規定の適用

<p>については、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和7年3 月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には、当該初回車両番 号指定を受けた日の属する年度の翌 年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ（ア） a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p>	<p>については、<u>当該ガソリン軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3 月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には令和4年度分の軽 自動車税の種別割に限り、当該ガソ リン軽自動車</u>が令和4年4月1日か ら<u>令和5年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令和 5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。</u></p>
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（市民税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）第20条の2の規定は、施行日以後に発生する同条第1項に規定する特定非常災害について適用する。
- 3 新条例第26条第7項の規定は、施行日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、施行日前に提出すべきこの条例による改正前の神戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第26条第7項に規定する報告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第18条第1項第4号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市民税について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固

定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第15項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第33項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 8 新条例附則第19条の2の7の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

神戸市告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、神戸市の管理する緊急輸送道路において、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

別表に掲げる道路

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限を開始する日

令和5年4月1日

別表

道路の種類	路線名	占有を制限する区域	
		起点	終点
国道	一般国道428号	北区山田町下谷上	北区日の峰4丁目
県道	神戸三田線	北区山田町下谷上	北区谷上西町
県道	神戸三田線	北区大池見山台	北区山田町上谷上
県道	神戸三田線	北区道場町日下部	北区道場町塩田
県道	三木三田線	北区淡河町野瀬	北区淡河町野瀬
県道	神戸三木線	須磨区川上町3丁目	須磨区妙法寺字中田
県道	神戸三木線	西区押部谷町福住	西区押部谷町西盛
県道	平野三木線	西区押部谷町西盛	西区押部谷町福住

県道	小部明石線	西区櫛谷町栃木	西区櫛谷町谷口
県道	神戸明石線	西区枝吉3丁目	西区王塚台2丁目
市道	山手幹線	東灘区本山北町2丁目	東灘区本山北町3丁目
市道	生田川右岸線	中央区磯上通2丁目	中央区生田町1丁目
市道	灘浜脇浜線	中央区小野浜町	中央区小野浜町

神戸市告示第 774 号

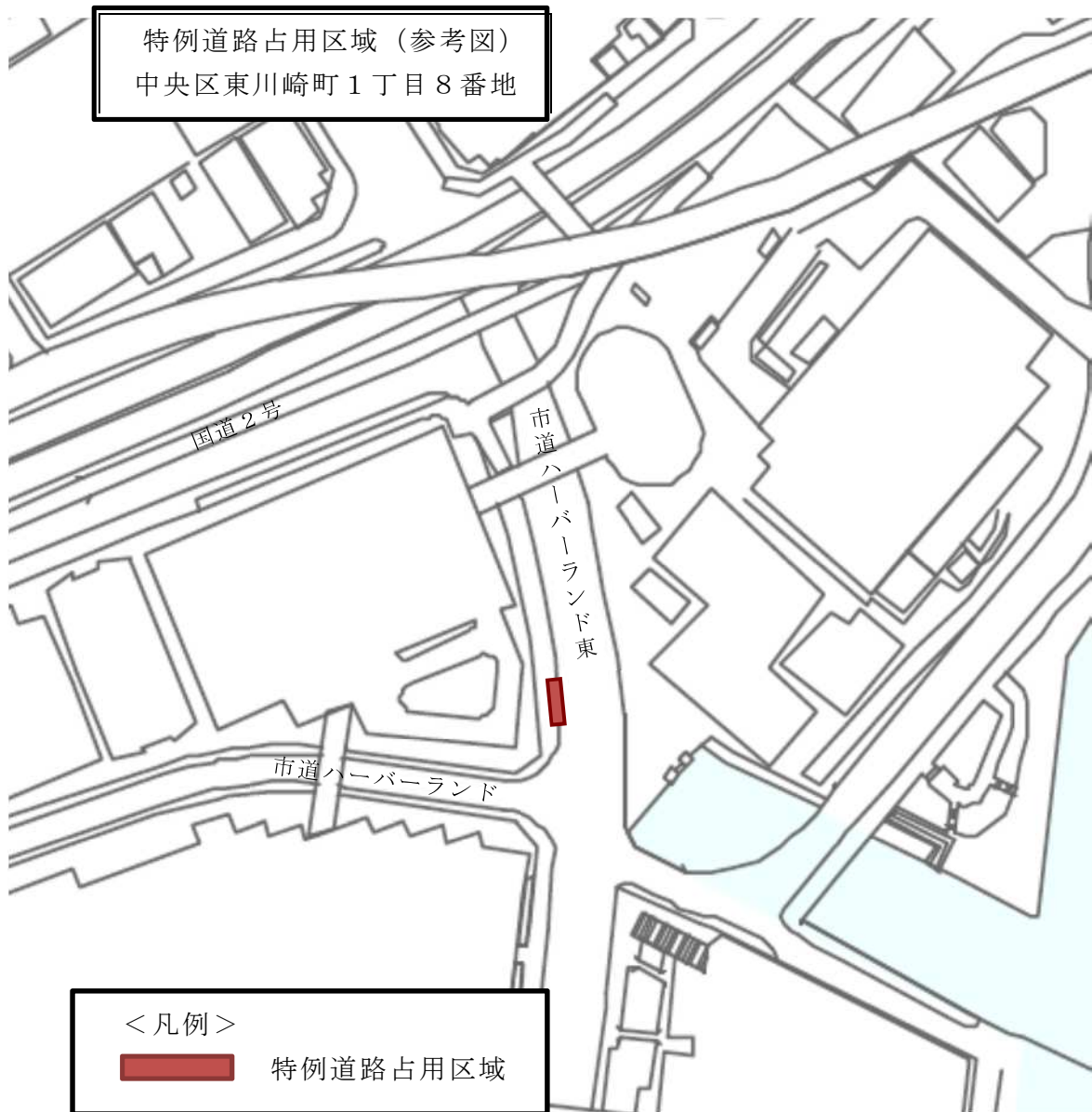
都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 62 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、特例道路占用区域として次の区域を指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

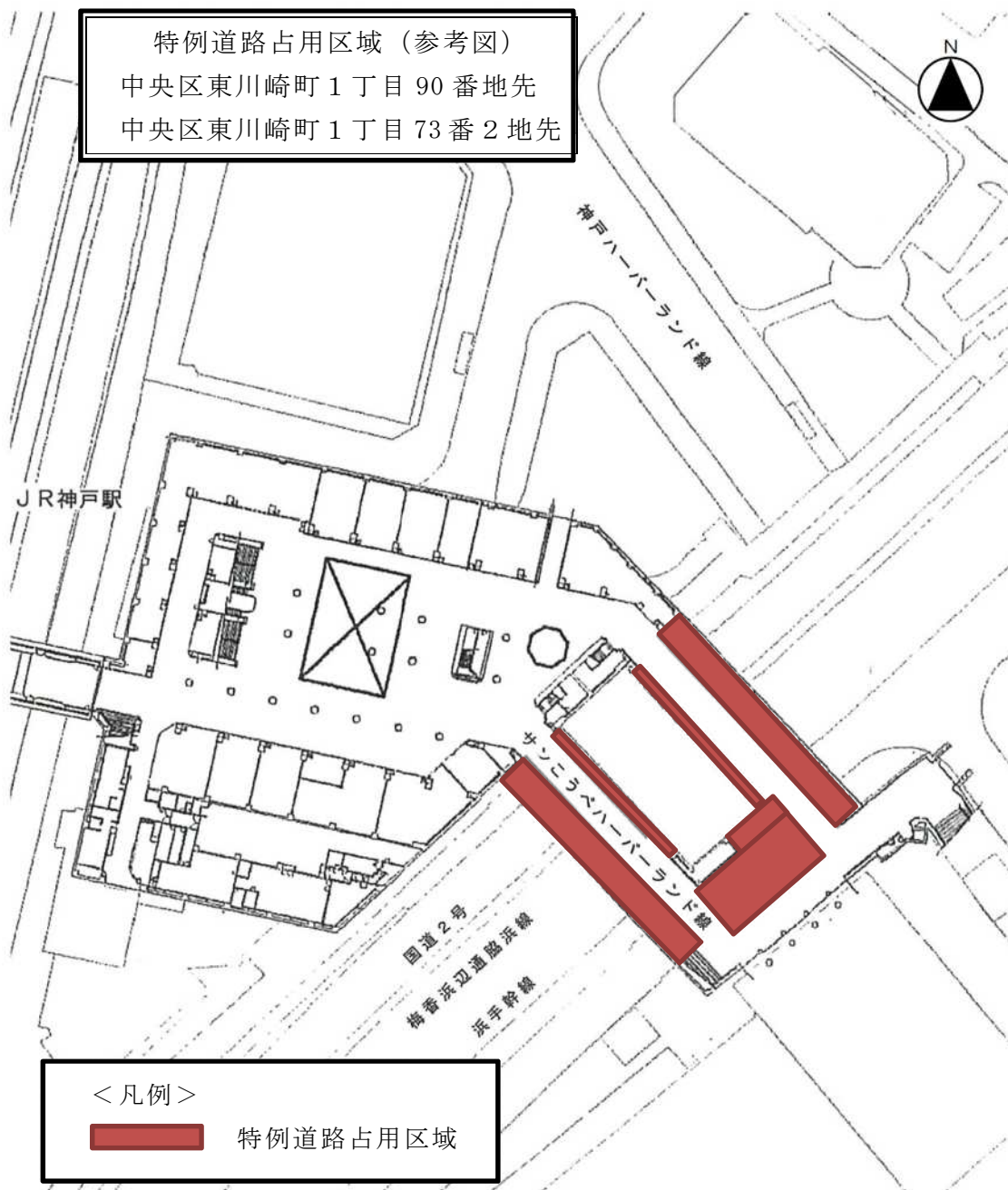
令和 5 年 3 月 31 日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	指定の区域		道路占用許可を受けることができる施設等の種類
	路線名	区間	
市道	ハーバーランド東線	神戸市中央区東川崎町 1 丁目 8 番地先歩道部 (参考図参照)	自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
市道	サンこうべハーバーランド線	神戸市中央区東川崎町 1 丁目 90 番地先 (参考図参照)	食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の歩行者又は利用者の利便の増進に資するもの
			広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
市道	梅香浜辺通脇浜線	神戸市中央区東川崎町 1 丁目 73 番 2 地先 (参考図参照)	食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の歩行者又は利用者の利便の増進に資するもの
市道	浜手幹線	神戸市中央区東川崎町 1 丁目 73 番 2 地先 (参考図参照)	食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の歩行者又は利用者の利便の増進に資するもの
県道	神戸明石線	神戸市中央区相生町 1 丁目 10 番地先歩道部 (参考図参照)	自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの







神戸市告示第775号

次の港湾施設は、令和5年3月31日限り、その供用を廃止する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 緑地

名 称	位 置	規 模
ポートアイランド 南緑地	神戸市中央区港島中町 8丁目	19,348.74㎡のうち 2,678.57㎡

神戸市告示第 776 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都渋谷区桜丘町 22-14 N.E.S. ビル N 棟 2 階
株式会社アイモバイル
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等
マルチペイメント決済を利用して納付するふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和 5 年 4 月 1 日

神戸市職員退職手当金条例施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第777号

神戸市職員退職手当金条例施行細則の一部を改正する細則

神戸市職員退職手当金条例施行細則（平成19年3月告示第600号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（規則別表関係）	（規則別表関係）
第4条 [略]	第4条 [略]
1 [略]	1 [略]
2 規則別表第1号の表第9号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	2 規則別表第1号の表第9号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
(1) 規則別表第1号の表第9号区分の項第1号、第2号及び第6号に規定する市長の定めるもの 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されてい	(1) 規則別表第1号の表第9号区分の項第1号、第2号及び第7号に規定する市長の定めるもの 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されてい

た給与条例に規定する管理職手当
 でその額が平成9年4月1日から
 平成19年3月31日までの間におい
 て適用されていた管理職手当支給
 規則に規定する支給額「丁」であ
 るもの（これに準ずる額を含む。）
 の支給を受けていたもの

- (2) 規則別表第1号の表第9号区分
 の項第3号及び第4号に規定する
 市長の定めるもの 平成9年4月
 1日から平成19年3月31日までの
 間において適用されていた期末手
 当条例に規定する期末手当でその
 計算の基礎とされる給料及びこれ
 に対する地域手当の月額合計額
 に乗じる職務段階等に応じて定め
 る割合が100分の10であったもの
 （これに準じる手当を含む。）の支
 給を受ける者であったもの

- (3) 規則別表第1号の表第9号区分
 の項第7号に規定する市長の定め
 るもの 平成9年4月1日から平
 成19年3月31日までの間において
 適用されていた職名規則第4条に
 規定する補職名が総作業長であつ
 た者

- 3 規則別表第1号の表第10号区分の
 項第3号、第4号及び第5号に規定

た給与条例に規定する管理職手当
 でその額が平成9年4月1日から
 平成19年3月31日までの間におい
 て適用されていた管理職手当支給
 規則に規定する支給額「丁」であ
 るもの（これに準ずる額を含む。）
 の支給を受けていたもの

- (2) 規則別表第1号の表第9号区分
 の項第3号、第4号及び第5号に
 規定する市長の定めるもの 平成
 9年4月1日から平成19年3月31
 日までの間において適用されてい
 た期末手当条例に規定する期末手
 当でその計算の基礎とされる給料
 及びこれに対する地域手当の月額
 合計額に乗じる職務段階等に応
 じて定める割合が100分の10であ
 ったもの（これに準じる手当を含
 む。）の支給を受ける者であったも
 の

- (3) 規則別表第1号の表第9号区分
 の項第8号に規定する市長の定め
 るもの 平成9年4月1日から平
 成19年3月31日までの間において
 適用されていた職名規則第4条に
 規定する補職名が総作業長であつ
 た者

- 3 規則別表第1号の表第10号区分の
 項第3号、第4号、第5号及び第6

する市長の定めるものは、平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の5であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったものとする。

4 規則別表第2号の表第8号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規則別表第2号の表第8号区分の項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号に規定する市長の定めるもの その期間（第1号、第2号及び第7号にあつては、第1項第1号及び第2項第1号に規定するものであつた期間を、第6号にあつては、第1項第3号及び規則別表第1号の表第9号区分の項第5号に規定するものであつた期間を、第8号にあつては、第1項第4号及び第2項第3号に規定するものであつた期間を含む。）が8年を超えていたもの

号に規定する市長の定めるものは、平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の5であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったものとする。

4 規則別表第2号の表第8号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規則別表第2号の表第8号区分の項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号に規定する市長の定めるもの その期間（第1号、第2号及び第7号にあつては、第1項第1号及び第2項第1号に規定するものであつた期間を、第6号にあつては、第1項第3号及び規則別表第1号の表第9号区分の項第6号に規定するものであつた期間を、第8号にあつては、第1項第4号及び第2項第3号に規定するものであつた期間を含む。）が8年を超えていたもの

(2) [略]

5 規則別表第2号の表第9号区分の項第3号、第4号及び第5号に規定する市長の定めるものは、平成19年4月1日から令和3年3月31日までの間において適用されていた期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされている給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乘じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であったもの（これに準じる手当を含む。）の支給を受ける者であったものとする。

6 規則別表第2号の表第10号区分の項に規定する第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する市長の定めるものは、平成19年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乘じる職務段階等に応じて定める割合が100分の5であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったものとする。

7 規則別表第3号の表第8号区分の項第3号、第5号及び第6号に規定する市長の定めるものは、令和3年

(2) [略]

5 規則別表第2号の表第9号区分の項第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する市長の定めるものは、平成19年4月1日から令和3年3月31日までの間において適用されていた期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされている給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乘じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であったもの（これに準じる手当を含む。）の支給を受ける者であったものとする。

6 規則別表第2号の表第10号区分の項に規定する第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に規定する市長の定めるものは、平成19年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乘じる職務段階等に応じて定める割合が100分の5であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったものとする。

7 規則別表第3号の表第8号区分の項第3号、第4号及び第5号に規定する市長の定めるものは、令和3年

4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもののうちその期間（第1項第2号、第2項第2号、第4項第2号及び第5項に規定するものであった期間を含む。）が8年を超えていたものとする。

8 規則別表第3号の表第8号区分の項第9号に規定する市長の定めるものは、部内の他の職員との均衡を考慮して特に必要と認められるものとする。

9 規則別表第3号の表第9号区分の項第3号、第4号及び第5号に規定する市長の定めるものは、令和3年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされている給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であったもの（これに準じる手当を含む。）の支給を受ける者であったものとする。

4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもののうちその期間（第1項第2号、第2項第2号、第4項第2号及び第5項に規定するものであった期間を含む。）が8年を超えていたものとする。

8 規則別表第3号の表第8号区分の項第8号に規定する市長の定めるものは、部内の他の職員との均衡を考慮して特に必要と認められるものとする。

9 規則別表第3号の表第9号区分の項第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する市長の定めるものは、令和3年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされている給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であったもの（これに準じる手当を含む。）の支給を受ける者であったものとする。

<p>10 規則別表第3号の表第10号区分の項に規定する第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する市長の定めるものは、令和3年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の5であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったものとする。</p> <p>11、12 [略]</p>	<p>10 規則別表第3号の表第10号区分の項に規定する第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に規定する市長の定めるものは、令和3年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の5であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったものとする。</p> <p>11、12 [略]</p>
---	---

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行し、この細則による改正後の第4条第7項及び第8項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

神戸市告示第778号

神戸市個人情報保護条例（平成9年10月第40号）第21条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報等を定めた平成10年4月神戸市告示第1号は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第779号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の43第3項の規定により、会計管理者の権限に属する事務の委任（令和2年3月告示第863号）の告示の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

見出し中

「
1 受任者及び委任事項 「
別表第1乃至別表第3のとおり 1 受任者及び委任事項
2 委任期間 を 別表第1から別表第3までのとおり に
受任者が当該職に就いている間 2 委任期間
3 施行日 受任者が当該職に就いている間
令和2年4月1日
」
」

改める。

別表第1区会計管理者の項中

「
1 区長において取り扱う収入金及び支出金並びに有価証券の出納に関すること。 を
」
「
1 区長において取り扱う収入金及び支出金並びに有価証券の出納（「出納」とは に
支出負担行為に関する確認を除く。以下同じ。）に関すること。
」

改める。

附 則

1 令和4年度予算に係る経費の支出負担行為の確認は、なお従前の例による。

神戸市告示第780号

神戸市立須磨ヨットハーバー条例第8条第2項の規定により令和5年4月1日以降の利用料金の額を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

神戸市長 久元喜造

(1) 係留及び陸置に係るもの

種 別		一般利用料に係る額 (1隻1日につき)	専用利用に係る額 (1隻1月につき)
ディンギー、スポーツ用漕艇又は水上オートバイの陸置		1,708円	8,758円
上記以外の艇	く 5メートル以下のもの	3,520円	21,256円
	い 5メートルを超え6メートル以下のもの	4,117円	24,881円
	係留又は陸置 6メートルを超え7メートル以下のもの	4,693円	28,412円
	7メートルを超え8メートル以下のもの	5,290円	32,047円
	8メートルを超えるもの	5,290円に8メートルを超える1メートルにつき、1,655円を加えた額	32,047円に8メートルを超える1メートルにつき、8,925円を加えた額
	浮棧橋係留	上記の額に1.2を乗じて得た額	上記の額に1.2を乗じて得た額

備 考

1. 神戸市内に住所又は勤務場所のいずれも有しない使用者の専用利用に係る額は、この表の専用利用に係る額に1.2を乗じて得た額とする。
2. この表において「ディンギー」とは、艇長6メートル以下のヨットで、センターボードの上げ下ろしが手動でできるものをいう。
3. 1日未満、1月未満及び1メートル未満の端数は、それぞれ、1日、1月及び1メートルとして計算する。
4. 利用契約者が、係留及び陸置年間利用料金を指定期日の5月31日までに一括納付した場合は、この表の専用利用料に係る額に0.95を乗じて得た額とする。

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種 別	金 額
揚降施設の利用	揚艇又は降艇1回につき 660円

修理庫の利用	1隻1日につき 1,320円	
修理ヤードの利用	1隻1日につき 2,200円	
駐車場の利用	1台1回1日につき 600円	
更衣ロッカーの利用	1回1日につき 200円	
船具ロッカー（大）の利用	1月につき 2,640円	
船具ロッカー（小）の利用	1月につき 1,320円	
給油施設の利用	1月につき 165,000円	
シャワーの利用	無料	
会議室の利用	午前9時から正午まで	1室につき 2,672円
	午後1時30分から 午後4時30分まで	1室につき 2,672円
	午前9時から午後5時まで 以外の時間の利用	1室1時間につき 912円
事務室の利用	1平方メートル1月につき 1,603円	
建物の会議室及び事務室以外の部分の利用	行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和39年3月条例第80号）の規定の例により算出して得た金額	
物件の設置	1物件1月につき 1,100円	
建物以外の部分の催物の実施による利用	1平方メートル1日につき 220円	
業としての写真（広告写真を除く）の撮影	1人1日につき 1,320円	
業としての広告写真の撮影	1日につき 44,000円	
業としての映画等の撮影	1日につき 88,000円	

備 考

1. 1時間未満,1日未満,1月未満及び1平方メートル未満の端数は、それぞれ1時間,1日,1月及び1平方メートルとして計算する。
2. 揚降施設の利用に係るものについて、1枚1回の利用券を1冊12枚つづりとした回数券の場合は、1冊12回分を6,600円とする。
3. 修理ヤードの利用に係るものについて、修理サービスを利用目的として1週間前までに利用予約した場合は、この表の修理ヤード利用に係る利用料金の0.5を乗じて得た額とする。
4. 会議室の利用に係るものについて、神戸市に住所、又は勤務場所を有する個人・法人・団体が利用する場合は、この表の会議室の利用に係る利用料金の0.8を乗じて得た額とする。

神戸市告示第 781 号

神戸市立須磨ヨットハーバー条例第 8 条第 4 項の規定により令和 5 年 4 月 1 日以降の利用料金の減額及び免除の基準について承認したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

利用料金の減額若しくは免除の基準

対象事由	対象となる利用料金	減額（割合を含む） 又は免除の別
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校の生徒又は学生が、クラブ活動として利用するとき。	係留及び陸置に係る利用料金	50%減額
	船具ロッカーの利用に係る利用料金	50%減額
神戸市又は指定管理者が主催・後援、又は経費の一部を負担して共催するレースその他の行事に参加するために利用するとき。	係留及び陸置に係る利用料金	主催・共催：免除 後援：50%減額
	揚降施設の利用に係る利用料金 船具倉庫の利用に係る利用料金	主催・共催：免除 後援：50%減額
非常災害時に一時的に利用する場合又は、指定管理者が認めた人命・艇の安全のために利用するとき。	係留及び陸置に係る利用料金	免除
国の行政機関及び地方自治体が、公益上の目的で利用するとき。	係留及び陸置に係る利用料金	免除
	係留及び陸置以外に係る利用料金	免除
市民・利用者を対象にした行事等で利用する場合において、指定管理者が認めるとき。	係留及び陸置に係る利用料金	免除
	係留及び陸置以外に係る利用料金	免除
修理サービスを受けるため、利用者が修理ヤードを一時的に使用するとき。	修理ヤードの利用に係る利用料金	50%減額
揚降回数券（1冊 12 枚綴）を事前購入するとき。	揚降施設の利用に係る利用料金	1,320円減額
神戸市内に住所又は勤務場所を有する市民が、会議室を使用するとき。	会議室の利用に係る利用料金	20%減額
「こうべすま海の駅」として一時的に使用するとき。	係留の一般利用に係る利用料金	係留 2 時間まで免除

<p>「こうべすま海の駅」としての一時的使用に加え、管理棟4階のレストランも利用するとき。</p>	<p>係留の一般利用に係る利用料金</p>	<p>係留3時間まで免除</p>
<p>海洋性スポーツの振興として「ディンギー」を陸置きするとき。</p>	<p>陸置の専用利用に係る利用料金</p>	<p>50%減額</p>

神戸市告示第 782 号

神戸市立須磨ヨットハーバー条例第 8 条第 4 項の規定により令和 5 年 4 月 1 日以降の利用料金の返還について承認したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

利用料金の返還の基準

対象事由	対象となる利用料金	返還（割合を含む）の内容
契約艇の船席及び船具ロッカー返還に伴う過払分利用料金を変換するとき。	係留及び陸置に係る利用料金	艇の船席が返還された日の属する月の翌月分より月割りで、起算月から年度末月までの金額のうち未納金等を減額した残金
	船具ロッカーの利用に係る利用料金	船具ロッカーが返還された日の属する月の翌月分より月割りで、起算月から年度末月までの金額のうち未納金等を減額した残金

神戸市告示第27号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定により令和5年度の固定資産の価格等を令和5年3月31日に決定し、同法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第37号

令和5年度に係る包括外部監査契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月5日

神戸市長 久元喜造

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和5年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「契約者」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

- (1) 契約者に支払うべき監査に要する費用の額は、基本費用の額に執務費用及び実費の額を加えた額とする。
- (2) 基本費用の額は、4,290,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。
- (3) 執務費用及び実費の額は、算定した金額の合計とし、13,061,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を上限とする。
- (4) 執務費用の額は、基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用の合計に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。この場合において、執務費用の額には、契約者及び法第252条の32第4項に規定する外部監査人補助者（以下単に「補助者」という。）の市内における旅行に係る交通費を含む。（執務費用の算定にあたっては、1人あたり総執務時間を7時間で割り戻したものを日数とし、1日未満の端数は切り捨てる。）
- (5) 基本執務費用の額は、契約者が監査を行うとともに監査の結果に関する報告を提出するために執務をした日数に82,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）を乗じて得た額とする。
- (6) 外部監査人補助者執務追加費用の額は、各補助者が契約者の監査の事務を補助した日数に、次に掲げる補助者の区分に応じそれぞれ定める額を乗じて得た額とする。
 - ア 弁護士又は公認会計士 68,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）
 - イ 税理士・会計士補等 52,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）

ウ ア及びイに掲げる者以外の者 20,000円(消費税、地方消費税額を含まない。)

- (7) 実費の額は、旅費の額に関係人出頭費用及び諸費用の額を加えた実費金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)とする。
- (8) 旅費の額は、契約者が監査のために出張(市域を離れて旅行をすることをいう。以下同じ。)をしたときの当該出張に要した費用の額及び補助者が契約者の監査の事務を補助するために出張をしたときの当該出張に要した費用の額を市職員の旅費の例により算定した額とする。
- (9) 関係人出頭費用の額は、契約者が法第252条の38第1項の規定により関係人の出頭を求めたときに、当該関係人の出頭に要した費用を本市における実費弁償の例により算定した額とする。
- (10) 諸費用の額は、前2号に掲げるもののほか、契約者が監査に要した費用として契約者が監査委員と協議して算定した額とする。

3 契約者の氏名及び住所

松 谷 卓 也

兵庫県西宮市松ヶ丘町14番23号

4 契約者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

当該業務の終了後に監査に要した費用の額を確定し、検査終了後に支払うものとする。

神戸市告示第38号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年3月2日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年3月7日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和5年3月13日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年3月17日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 2台	令和5年3月22日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和5年3月28日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年3月28日	

神戸市告示第 39 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、神戸市療育センター内の診療所における窓口徴収金の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市灘区備後町 4 丁目 1 番 1 -301-6

ハイ・トラスト株式会社

代表取締役 春木 孝二

2 委託年月日

令和 5 年 4 月 1 日

神戸市告示第40号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、神戸港港湾関連用地の滞納賃貸借料等にかかる収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

東京都中央区日本橋3-9-1
日本橋三丁目スクエア 12階
弁護士法人ライズ総合法律事務所
代表社員 田中 泰雄

2 委託年月日

令和5年4月3日

神戸市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号

アマノマネジメントサービス株式会社

代表取締役社長 前川 龍男

2 指定納付受託者に納入させる歳入

キャッシュレス決済を利用して納付する都市公園内駐車場（西代公園、下中島公園、落合中央公園、妙法寺川左岸公園、ポートアイランド南公園）における使用料

3 指定納付受託者による納付事務開始年月日

令和5年4月1日（ただしポートアイランド南公園については令和5年7月1日）

4 指定日

令和5年4月1日

神戸市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により，神戸市立水産会館に係る使用料の収納事務を次の者に委託したので告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造

委託先住所：神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏名：神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 福田 明弘

委託期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第43号

神戸市立六甲山牧場条例（昭和50年4月条例第7号）第10条の規定により、六甲山牧場の指定管理者となった六甲山牧場運営共同事業体が、同条例第5条第2号の規定により、その収入として収受する六甲山牧場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項の規定により承認をしたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

(1) 4月1日からの利用料金

ア 入場料

区 分	金 額
大 人	1人1回につき 500円
小 人	1人1回につき 200円

イ 駐車料

車両の種類	金 額
大型自動車	1台1回につき 2,000円
自動車（大型自動車及び自動二輪車を除く。）	1台1回につき 500円
自動二輪車及び原動機付自転車	1台1回につき 100円

ウ 条例第4条の2第1項の許可に係る利用料金

施 設	金 額			
	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	終 日 (午前9時から午後5時まで)	時間超過利用料 (30分につき)
多目的室	1,000円	1,300円	2,600円	200円

エ 条例第8条第1項の許可に係る利用料金

区 分	金 額
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1平方メートル 1日につき 100円
営利を目的として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合 ① 牧場の家畜を使用するとき。 ② 牧場の家畜を使用しないとき。	1人1日につき 2,400円 1人1日につき 1,200円
営利を目的として広告写真を撮影する場合 ① 牧場の家畜を使用するとき。 ② 牧場の家畜を使用しないとき。	1回1日につき 4万円 1回1日につき 2万円
営利を目的として映画を撮影する場合 ① 牧場の家畜を使用するとき。 ② 牧場の家畜を使用しないとき。	1回1日につき 8万円 1回1日につき 4万円
興行を行う場合	1平方メートル 1日につき 100円
展示会、撮影会、集会その他これらに類する催しのために牧場の全部又は一部を一時的に独占して使用する場合	1平方メートル 1日につき 100円

(2) 4月24日からの利用料金

ア 入場料

区 分	金 額	
	3月から11月	12月から翌2月
大 人	1人1回につき 600円	1人1回につき 400円
小 人	1人1回につき 200円	

イ 駐車料

車両の種類	金 額	
	土日祝等	左記以外の日
大型自動車	1台1回につき 2,000円	
自動車（大型自動車及び自動二輪車を除く。）	1台1回につき 1,000円	1台1回につき 500円
自動二輪車及び原動機付自転車	1台1回につき 100円	

ウ 条例第4条の2第1項の許可に係る利用料金

前項と同様とする。

エ 条例第8条第1項の許可に係る利用料金

前項と同様とする。

施行日

令和5年4月1日

神戸市告示第44号

自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定した市道について、その指定を次のとおり解除するので、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第5項の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1. 路線名及び解除する区間

道路の種類	路線名	区間
市道	菖蒲が丘6号線	神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番9地先から 神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番107地先まで

2. 解除する期日

令和5年4月18日

神戸市告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年4月19日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年5月2日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	菖蒲が丘6号線	神戸市北区菖蒲が丘1丁目 578番1地先から 神戸市北区菖蒲が丘1丁目 578番1地先まで	新	56.90	6.30
			旧	56.90	5.00

神戸市告示第46号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2815102260	のんびりケア	兵庫県神戸市中央区加納町4丁目9番25号エスポワール加納町401号	のんびりケア合同会社	兵庫県神戸市中央区熊内町3丁目4番24号	令和5年3月1日	居宅介護
2815102260	のんびりケア	兵庫県神戸市中央区加納町4丁目9番25号エスポワール加納町401号	のんびりケア合同会社	兵庫県神戸市中央区熊内町3丁目4番24号	令和5年3月1日	重度訪問介護
2810701405	訪問介護TOKOWAKA	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通4丁目4-6-2F	一般社団法人TOKOWAKA	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通4丁目4-6-2F	令和5年3月1日	重度訪問介護
2810701405	訪問介護TOKOWAKA	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通4丁目4-6-2F	一般社団法人TOKOWAKA	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通4丁目4-6-2F	令和5年3月1日	同行援護

令和5年4月18日 神戸市公報第3805号

2815202102	うららヘル パーステーション	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	株式会社グ ット・ケア	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	令和5年3 月1日	居宅介護
2815202102	うららヘル パーステーション	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	株式会社グ ット・ケア	兵庫県神戸 市西区白水 2丁目3番 21号	令和5年3 月1日	重度訪問介 護
2810101440	訪問介護事 業所ハラタ	兵庫県神戸 市東灘区西 岡本2丁目 7番3 -1221号	株式会社ハ ラタ	大阪府大阪 市北区長柄 西1丁目7 番43号	令和5年3 月1日	居宅介護
2810101440	訪問介護事 業所ハラタ	兵庫県神戸 市東灘区西 岡本2丁目 7番3 -1221号	株式会社ハ ラタ	大阪府大阪 市北区長柄 西1丁目7 番43号	令和5年3 月1日	重度訪問介 護
2810101440	訪問介護事 業所ハラタ	兵庫県神戸 市東灘区西 岡本2丁目 7番3 -1221号	株式会社ハ ラタ	大阪府大阪 市北区長柄 西1丁目7 番43号	令和5年3 月1日	同行援護
2810602009	訪問介護シ エル	兵庫県神戸 市長田区水 笠通3丁目 5番22- 101号	合同会社c i e l	兵庫県神戸 市長田区上 池田4丁目 10番3号	令和5年3 月1日	同行援護
2810201067	R e k 1	兵庫県神戸 市灘区城内 通4丁目6 -3-105	合同会社名 越介護事務 所	兵庫県神戸 市須磨区横 尾7丁目1 番地の1- 82号棟106 号	令和5年3 月1日	行動援護

神戸市告示第47号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2830800112	相談支援事業所 かくれんぼ	兵庫県神戸市垂水区坂上4丁目1番7号ステディ垂水201号	合同会社かくれんぼ	兵庫県神戸市須磨区北落合4丁目11番18号	令和5年1月31日	計画相談支援

令和5年4月18日 神戸市公報第3805号

神戸市告示第48号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850100377	ちぬっコス カイWest t	兵庫県神戸 市東灘区御 影郡家1丁 目35番 高 架下第34号	学校法人 茅渟の浦学 園	兵庫県神戸 市東灘区鴨 子ヶ原3丁 目17番27 号	令和5年3 月1日	児童発達支 援
2850100377	ちぬっコス カイWest t	兵庫県神戸 市東灘区御 影郡家1丁 目35番 高 架下第34号	学校法人 茅渟の浦学 園	兵庫県神戸 市東灘区鴨 子ヶ原3丁 目17番27 号	令和5年3 月1日	放課後等デ イサービス
2850100377	ちぬっコス カイWest t	兵庫県神戸 市東灘区御 影郡家1丁 目35番 高 架下第34号	学校法人 茅渟の浦学 園	兵庫県神戸 市東灘区鴨 子ヶ原3丁 目17番27 号	令和5年3 月1日	保育所等訪 問支援
2850800174	こどもプラ ス名谷教室	兵庫県神戸 市垂水区名 谷町字春日 手2290番地 の1 リバ ーサイド檜 の木1階	株式会社誠 陽	兵庫県神戸 市垂水区名 谷町字春日 手2290番地 の1	令和5年3 月1日	児童発達支 援
2855000283	桜とさく ら。神戸す ずらん台	兵庫県神戸 市北区山田 町小部向井 谷20番	桜とさくら 株式会社	兵庫県神戸 市北区山田 町小部向井 谷20番	令和5年3 月1日	児童発達支 援

令和5年4月18日 神戸市公報第3805号

2855000283	桜とさくら。神戸すずらん台	兵庫県神戸市北区山田町小部向井谷 20 番	桜とさくら株式会社	兵庫県神戸市北区山田町小部向井谷 20 番	令和5年3月1日	放課後等サービス
------------	---------------	-----------------------	-----------	-----------------------	----------	----------

令和5年4月18日 神戸市公報第3805号

神戸市告示第49号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2855000226	桜とさくら。神戸すずらん台	兵庫県神戸市北区山田町小部字向井谷20番地	Step S.P.F株式会社	滋賀県大津市真野1丁目3番2号	令和5年2月28日	児童発達支援
2855000226	桜とさくら。神戸すずらん台	兵庫県神戸市北区山田町小部字向井谷20番地	Step S.P.F株式会社	滋賀県大津市真野1丁目3番2号	令和5年2月28日	放課後等サービス
2855000234	児童発達支援事業所・放課後等サービスわかぎ	兵庫県神戸市北区有野中町1丁目10-18 PALDEUX 305	株式会社マリンブルー	兵庫県神戸市中央区相生町5-17-6 カサベラ神戸907	令和5年2月28日	児童発達支援
2855000234	児童発達支援事業所・放課後等サービスわかぎ	兵庫県神戸市北区有野中町1丁目10-18 PALDEUX 305	株式会社マリンブルー	兵庫県神戸市中央区相生町5-17-6 カサベラ神戸907	令和5年2月28日	放課後等サービス

神戸市告示第50号

次の事業者について、児童福祉法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870800105	相談支援事業所 かくれんぼ	兵庫県神戸市垂水区坂上4丁目1番7号ステディ垂水201号	合同会社かくれんぼ	兵庫県神戸市須磨区北落合4丁目11番18号	令和5年1月31日	障害児相談支援

神戸市告示第51号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
小谷医院	神戸市東灘区深江南町2丁目8番7号	令和5年3月1日
国富医院	神戸市長田区久保町6丁目1番1号	令和5年3月1日
医療法人敬性会 白鷺 メンタルクリニック	神戸市中央区琴ノ緒町5丁目3番5号	令和5年4月1日
完誠堂薬局 本山店	神戸市東灘区田中町3丁目1番14号	令和3年2月13日
はまかぜ薬局	神戸市須磨区須磨浦通5丁目7番1号	令和5年3月1日
ココカラファイン薬局 済生会兵庫県病院店	神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号	令和5年4月1日
キリン堂薬局 神戸北 五葉店	神戸市北区北五葉1丁目13番	令和5年4月1日
赤羽薬局西神南店	神戸市西区井吹台北町2丁目17番15号	令和5年3月1日
訪問看護ステーション 珊瑚	神戸市長田区长楽町6丁目2番29号	令和5年4月1日
株式会社やさしい手 訪問看護ステーション かえりえ伊川谷	神戸市西区伊川谷町有瀬558番地6	令和3年2月1日

神戸市告示第52号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
小谷医院	神戸市東灘区深江南町2丁目8番7号	令和5年2月28日
みなと整形外科	神戸市兵庫区上沢通1丁目1番8号	令和5年3月20日
国富医院	神戸市長田区腕塚町6丁目1番15号	令和5年2月28日
石井医院	神戸市須磨区高倉台1丁目7番17号	令和2年4月1日
伊藤整形外科	神戸市中央区琴ノ緒町5丁目3番5号	令和5年2月28日
そらクリニック	神戸市中央区元町通2丁目9番1号	令和5年3月31日
医療法人弘敬会石橋医院	神戸市西区玉津町新方478番地1	令和5年3月15日
完誠堂薬局	神戸市東灘区田中町3丁目10番26号	令和3年2月12日
はまかぜ薬局	神戸市須磨区須磨浦通5丁目7番1号	令和5年2月28日
赤羽薬局西神南店	神戸市西区井吹台北町2丁目17番15号	令和5年2月28日
介護老人保健施設 たちばな苑	神戸市西区神出町勝成78番地53	令和5年3月31日
訪問看護ステーション かえりえ伊川谷	神戸市西区大津和3丁目6番4号	令和3年1月31日

神戸市告示第53号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)おおぎ駅前診療所 (旧)医療法人社団うめがき診療所	神戸市東灘区青木6丁目6番11号	令和5年3月1日

神戸市告示第54号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかか る介護事業 所の名称	当該廃止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業 者の名称	介護事業者 の主たる事 務所の所在 地	廃止年月 日	サービス種類
石井医院	神戸市須磨区 高倉台1丁目 7番17号	石井 明 憲	神戸市須磨 区高倉台1 丁目7番1 7号	令和2年 4月1日	訪問看護 訪問リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予防訪問 看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 介護予防居宅 療養管理指導
医療法人 弘敬会石 橋医院	神戸市西区玉 津町新方47 8番地の1	医療法人 社団弘敬 会石橋医 院	神戸市西区 玉津町新方 478番地 の1	令和5年 3月15日	訪問看護 訪問リハビリ テーション 通所リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予防訪問 看護 介護予防訪問 リハビリテー

					ショーン 介護予防通所 リハビリテー ショーン 介護予防居宅 療養管理指導
介護老人 保健施設 たちばな 苑	神戸市西区神 出町勝成78 番地53	医療法人 財団兵庫 錦秀会	神戸市西区 神出町勝成 78番地5 3	令和5年 3月31日	通所リハビリ テーション 短期入所療養 介護 介護予防通所 リハビリテー ショーン 介護予防短期 入所療養介護 介護老人保健 施設 居宅介護支援

神戸市告示第55号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)おおぎ駅前診療所 (旧)医療法人社団うめがき診療所	神戸市東灘区青木6丁目6番11号	医療法人社団おおぎ駅前診療所	神戸市東灘区青木6丁目6番11号	令和5年3月1日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
介護ショップもも	(新)神戸市西区伊川谷町潤和1747番地2 (旧)神戸市西区王塚台7丁目103番地	株式会社momokichi	神戸市西区王塚台7丁目103番地	令和5年3月1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

神戸市告示第56号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市長 久元喜造

1 あん摩マッサージ

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
フレアス在宅マッサージ神戸東灘区施術所	西山 宏	神戸市東灘区御影本町2丁目1 4番13号	令和5年3月1 日
つかだ はりき ゆうマッサージ	塚田 健	神戸市北区緑町7丁目18番2 5号	令和5年4月1 日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
森のベンチ鍼灸院	小川 倫欣	神戸市西区伊川谷町潤和866 番地4	令和5年4月1 日
つかだ はりき ゆうマッサージ	塚田 健	神戸市北区緑町7丁目18番2 5号	令和5年4月1 日

神戸市公告

神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-B地区震災復興第二種市街地再開発事業に係る公共施設（公園）の整備に関する工事が完了したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の20の規定により公告します。

令和5年3月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、神戸市山の街駅東土地区画整理事業の事業計画の変更（第4回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 施行者の名称
株式会社 日本ライフクリエイター
- 2 事業施行期間
平成27年5月25日から令和6年9月30日まで
- 3 施行地区
神戸市北区山田町下谷上字今草辻、字門口、字福田谷の各一部
神戸市北区緑町1丁目、緑町3丁目の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
神戸市山の街駅東土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
大阪市淀川区西中島5丁目9番5号
株式会社日本ライフクリエイター内
- 6 施行認可の年月日
平成27年5月25日
- 7 変更認可の年月日
令和5年3月31日

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年4月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

和田興産株式会社

代表取締役 溝本 俊哉

神戸市中央区栄町通4丁目2番13号

2 設計者の氏名、住所及び連絡先

株式会社IAO竹田設計

山岸 頼幸

大阪市西区西本町1丁目4番1号

078-361-5100（和田興産株式会社内）

3 景観影響建築行為の概要

(1) 所在及び地番 神戸市中央区元町通6丁目2-5、2-6、2-7、2-15

(2) 敷地面積 約999平方メートル

(3) 建築面積 約792平方メートル

(4) 延べ面積 約10,986平方メートル

(5) 高さ 約59.9メートル

(6) 構造 RC造

(7) 階数 地上19階／地下1階

(8) 建物用途 集合住宅

4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所

令和5年4月18日（火）14時00分から

神戸市中央区東川崎町1丁目2番2号 神戸ハーバーランド内

HDC神戸5階 HDCスタジオ

5 縦覧の期間

令和5年4月6日から令和5年4月19日まで

神戸市公告

令和3年3月22日付けで締結した北須磨団地まちづくり協定を令和5年3月28日付けで変更したので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第9条第4項において準用する同条第3項の規定により公告します。

令和5年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路として指定したものは次のとおりです。

令和5年4月18日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の名称	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和4年度 第2号	令和5年3 月30日	神戸国際港都 建設事業神戸 三宮雲井通5 丁目地区第一 種市街地再開 発事業区画街 路市道葺合南 146号線	神戸市中央区雲井 通5丁目323番、 326番、346番	111.60	18.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年4月18日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年4月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム神戸玉津インター店

神戸市西区玉津町小山字下大田125番1 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町5丁目1番地1	代表取締役 辻田 泰徳

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町5丁目1番地1	代表取締役 織田 寛明

3 変更の年月日

令和4年4月1日。

4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため。

5 届出年月日

令和4年11月28日

6 縦覧期間

令和5年4月18日から令和5年8月18日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年4月18日

神戸市長 久元 喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市長田区五位ノ池町2丁目1番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久元 喜造
- 3 許可番号
令和4年2月24日 第8038号
（変更許可 令和4年6月30日 第2013号）
（変更許可 令和5年3月10日 第2043号）

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
垂水中央東地区市街地再開発組合
理事長 井澤 順三
神戸市垂水区陸ノ町1番2-401号室
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社竹中工務店大阪本店 設計部設計第3部門設計1グループ
阪本 泰智
大阪府中央区本町4丁目1番13号
06-6263-9722
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市垂水区神田町137番2他
 - (2) 敷地面積 約 6,023平方メートル
 - (3) 建築面積 約 3,412平方メートル
 - (4) 延べ面積 約38,652平方メートル
 - (5) 高さ 約 114.8メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
 - (7) 階数 地上32階
 - (8) 建物用途 商業施設及び共同住宅
- 4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所
令和5年4月27日（木）19時00分から
神戸市垂水区日向町1丁5番1号 レバンテ垂水2番館3階
垂水文化センター レバンテホール
- 5 縦覧の期間
令和5年4月18日から令和5年5月1日まで

神戸市水道告示第1号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42221	下坂設備工業株式会社	尼崎市東園田町四丁目125番10号	下坂 惠一	令和5年3月31日
42222	有限会社くじら工業所	神戸市北区松が枝町2丁目1-24 山内ビル102号室	山之内 茂宏	令和5年3月31日
42223	株式会社小林組	神戸市垂水区桃山台三丁目8番地の11	小林 一成	令和5年3月31日
42224	中本水道設備	神戸市垂水区坂上4-2-12	中本 昭博	令和5年3月31日
42225	株式会社ラージ住設	神戸市長田区駒ヶ林南町1-52	大成 哲夫	令和5年3月31日
42226	株式会社戸田設備工業所	大阪府大阪市淀川区塚本六丁目1番13号	西田 弘一	令和5年3月31日
42227	潮風設備	神戸市東灘区深江北町2-12-13-201	片岡 圭	令和5年3月31日

神戸市水道告示第2号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第8条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年4月18日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	取消年月日
70336	横山設備	神戸市垂水区神陵台5丁目6番26号	横山 靖英	令和5年3月31日
71221	株式会社藤井設備	高砂市神爪5丁目3番6号	藤井 篤史	令和5年3月31日

神戸市水道告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、神戸市水道局会計規程（昭和39年4月水道管理規程第8号）第46条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月18日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

1 指定納付受託者の名称及び所在地

ソニーペイメントサービス株式会社
東京都港区高輪1-3-13NBF高輪ビル6階

2 指定納付受託者に納付させる料金等

水道事業管理者が徴収する分担金並びに神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）第20条第1項に規定する手数料

3 指定日

令和5年4月1日

神戸市水道告示第4号

公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定（昭和47年11月神戸市水道告示第6号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年4月5日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

(2) 収納取扱金融機関の項中

「

三井住友信託銀行 株式会社	全国	を削り、
---------------	----	------

」

「

株式会社 新生銀行	兵庫県下及び大阪府下(ただし、口座振替については全国)	を
-----------	-----------------------------	---

」

「

株式会社 SBI 新生銀行	兵庫県下及び大阪府下(ただし、口座振替については全国)	に、
---------------	-----------------------------	----

「

株式会社 広島銀行	兵庫県下及び大阪府下(ただし、口座振替については神戸市内)	を
-----------	-------------------------------	---

」

「

株式会社 広島銀行	全国(ただし、口座振替のみ)	に改める。
-----------	----------------	-------

」

神戸市選告示第13号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第2条の規定により、神戸市議会議員の任期満了による選挙を令和5年4月9日に行う。

令和5年3月31日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

神戸市選告示第14号

令和5年4月9日執行の神戸市議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

選挙区	選挙長		選挙長の職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
東灘区 選挙区	神戸市東灘区御影山手 6丁目10番28号	村上 雅彦	神戸市東灘区本山北町 2丁目8番8号	山本 孝子
灘区 選挙区	神戸市灘区楠丘町1丁 目2番6号グランディア ア六甲楠丘302	西 博史	神戸市灘区岩屋北町1 丁目5番6号C. C. 9-101号	砂川 興一
中央区 選挙区	神戸市中央区港島中町 3丁目1番地ポートア 일랜드住宅41号棟 309号室	谷岡 信男	神戸市中央区港島中町 3丁目1番地ポートア 일랜드住宅45号棟 810号室	谷平 浩敏
兵庫区 選挙区	神戸市兵庫区湊川町5 丁目10番4号	小林 和平	神戸市兵庫区下祇園町 2番9号	高橋 佑治
北区 選挙区	神戸市北区北五葉3丁 目8番20-101号	酢原 孝	神戸市北区淡河町北僧 尾1529番地の2	藤原 元治
長田区 選挙区	神戸市長田区庄田町3 丁目5番10-104 号	山下 淑子	神戸市長田区花山町1 丁目6番7号	磯部 満
須磨区 選挙区	神戸市須磨区稲葉町6 丁目2番12号	内橋 幹夫	神戸市須磨区戎町5丁 目2番9号	佐々木 利雄
垂水区 選挙区	神戸市垂水区塩屋台1 丁目13番2号 堀口 方	岡平 知子	神戸市垂水区城が山1 丁目10番25号	大塚 喜治

西 区 選挙区	神戸市西区北山台3丁 目3番8号	西 富久	神戸市西区神出町宝勢 1269番の2	杉尾 良文
------------	---------------------	------	-----------------------	-------

神戸市選告示第15号

令和5年4月9日執行の神戸市議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

令和5年3月31日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

選挙区	選挙長の職務を行う場所	
東灘区選挙区	3月31日	東灘区役所4階大会議室
	上記を除く全期間	東灘区選挙管理委員会事務室
灘区選挙区	3月31日	灘区役所4階 大会議室
	上記を除く全期間	灘区選挙管理委員会事務室
中央区選挙区	3月31日	中央区役所8階会議室801・802
	上記を除く全期間	中央区選挙管理委員会事務室
兵庫区選挙区	3月31日	兵庫区役所2階みなとがわホール
	上記を除く全期間	兵庫区選挙管理委員会事務室
北区選挙区	3月31日	北区役所7階 大会議室
	上記を除く全期間	北区選挙管理委員会事務室
長田区選挙区	3月31日	長田区役所7階 大会議室
	上記を除く全期間	長田区選挙管理委員会事務室
須磨区選挙区	3月31日	須磨区役所4階 多目的会議室
	上記を除く全期間	須磨区選挙管理委員会事務室
垂水区選挙区	3月31日	垂水区役所3階302・303会議室
	上記を除く全期間	垂水区役所1階 大会議室
西区選挙区	3月31日	西区役所3階 306会議室
	上記を除く全期間	西区選挙管理委員会事務室

神戸市選告示第16号

令和5年4月9日執行の神戸市議会議員選挙における選挙会の日時及び場所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、次のとおり定める。

令和5年3月31日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

1 選挙会の日時 令和5年4月10日 午前10時開会

2 選挙会の場所

選挙区	場 所
東灘区選挙区	神戸市東灘区役所 4階 大会議室
灘 区選挙区	神戸市灘区役所 5階 501会議室
中央区選挙区	神戸市中央区役所 8階 会議室801・802
兵庫区選挙区	神戸市兵庫区役所 8階 801・802会議室
北 区選挙区	神戸市北区役所 7階 災害対策本部兼会議室
長田区選挙区	神戸市長田区役所 7階 702会議室
須磨区選挙区	神戸市須磨区役所 4階 401会議室
垂水区選挙区	神戸市垂水区役所 3階 302・303会議室
西 区選挙区	神戸市西区役所 3階 306会議室

神戸市選告示第17号

令和5年4月9日執行の神戸市議会議員選挙については、すべての選挙区において開票事務と選挙会事務とは併せて行わない。

令和5年3月31日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

神戸市選告示第18号

令和5年4月9日執行の神戸市議会議員選挙につき、公職選挙執行規程（昭和50年10月神戸市選告示第22号）第35条第1項の規定により選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

1 日時 令和5年3月31日 午後5時30分

2 場所

選挙区	場 所
東灘区選挙区	東灘区役所 3階33会議室
灘 区選挙区	灘区役所 4階 C会議室
中央区選挙区	中央区役所 6階 災害対策本部室
兵庫区選挙区	兵庫区役所 選挙管理委員会事務室
北 区選挙区	北区役所 7階 災害対策本部兼会議室
長田区選挙区	長田区役所 選挙管理委員会事務室
須磨区選挙区	須磨区役所 4階区長室
垂水区選挙区	垂水区役所 選挙管理委員会事務室
西 区選挙区	西区役所 5階505会議室

神戸市選告示第19号

令和5年4月9日執行の神戸市議会議員選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年3月31日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
東灘区選挙区	6,569,900 円
灘 区選挙区	6,388,100 円
中央区選挙区	6,454,800 円
兵庫区選挙区	6,399,500 円
北 区選挙区	6,661,500 円
長田区選挙区	6,602,900 円
須磨区選挙区	6,531,100 円
垂水区選挙区	6,654,700 円
西 区選挙区	6,652,600 円

神戸市選告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年4月3日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,992</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>208,259</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>256,194</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,783</u>
	灘区	<u>36,081</u>
	中央区	<u>36,977</u>
	兵庫区	<u>30,195</u>
	北区	<u>59,628</u>
	長田区	<u>25,977</u>
	須磨区	<u>44,334</u>
	垂水区	<u>59,490</u>
	西区	<u>66,054</u>

口頭により開示請求をすることができる個人情報の決定の廃止についての決定をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

口頭により開示請求をすることができる個人情報の決定の廃止について

令和5年3月29日
人事委員会決定

口頭により開示請求をすることができる個人情報の決定（平成10年3月24日人事委員会決定）は、廃止する。

備考

この決定は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市立学校園教員採用選考試験案内

令和6年度（令和5年度実施）神戸市立学校園教員採用選考試験

出願受付期間 令和5年4月19日（水）10時～5月19日（金）17時まで

適性検査受検期間 令和5年6月16日（金）～6月25日（日）まで

試験予定日

第1次選考（筆記） 令和5年6月24日（土）

第1次選考（面接） 令和5年7月8日（土）～7月16日（日）のうち1日

第2次選考（実技） 令和5年8月16日（水）～9月1日（金）のうち1日

第2次選考（面接） 令和5年8月16日（水）～9月3日（日）のうち1日

問い合わせ先 神戸市教育委員会事務局教職員課任用担当 電話：078-984-0636

FAX：078-984-0650